

第四十回 参議院地方行政委員会會議録第三十四号

昭和三十七年五月六日（日曜日）

午前十一時十九分開会

委員の異動

木口委員井川伊平君、村山道雄君及び鍋島直紹君辞任につき、その補欠として野本品吉君、小柳牧衛君及び田中清一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 野上 進君
増原 恵吉君
秋山 長造君
基 政七君

委員

北畠 教真君
小柳 牧衛君
西郷吉之助君
田中 清一君
館 哲二君
津島 壽一君
野本 品吉君
湯澤三千男君
加瀬 完君
松澤 兼人君
松永 忠二君
矢嶋 三義君
中尾 辰義君
杉山 昌作君

○公職選挙法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（小林武治君） ただいまから委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

本日付をもつて委員井川伊平君、村山道雄君が辞任され、補欠として野本品吉君、小柳牧衛君が委員に選任されました。

衆議院議員

修正案提出者 高橋 英吉君
修正案提出者 丹羽喬四郎君

国務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
法務大臣 植木庚子郎君
自治大臣 安井 謙君

政府委員
法政局長官 林 修三君
法制局第一部長 山内 一夫君
警察庁長官 柏村 信雄君
警察庁刑事局長 新井 裕君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
自治政務次官 大上 司君
自治省選挙局長 松村 清之君
事務局側
常任委員 福永与一郎君
会専門員

一括して議題といたします。
質疑の通告がございますので、これを許します。松永君。

○松永忠二君 総理に質問いたしますが、自民党の委員からも質問が出ておいた際にお話がありました、この法案は参議院に回つてきて非常に時間が少ない。その上に、これは世論からも相当強い批判が出ているわけです。で、衆議院の審議の経過の際も、社会党の委員が欠席のままでも採決をされている。こういうふうな状況の中に、また同時に参議院では、野党が全部衆議院の送付に非常に不満だ。原案復帰を主張するということ、こういう点についても、意思が統一をされているわけですか。そういうふうな非常に問題の多い法案であることは、私が申しあげるまでのこともないわけですか。ところが、新聞等で報道されているようなものをみますと、自民党は衆議院で修正したままを成立させるのだ、しかもこれは参議院の自民党に対して、両院議員総会の決議として決定したものだから、再修正はしないのだ、こういうことを国会対策委員会やあるいは幹事長の間でも話し合いがまとめられた。なお、その報告に対して、総理は、あらゆる犠牲を払っても今国会で成立をさせるのだ、こういうふうなことを言われている。ところが報道されているわけですか。しかも、そういうことが事実であるというわけなんでしょうか。衆議院を通過した際に、党議できめれば、

それに拘束されるのだ、衆議院できめたとおりにそれを通さなければいけない、野党の全体が参議院でどんなに反対をしても、それは数で押し切つてやるのだというふうなことでありとすれば、私たちは参議院の審議などというものは必要がないと思う。
（委員長退席、理事増原恵吉君着席）

自民党の党議で、衆議院の段階で決定したことは、あくまで参議院の自民党も拘束するのだ。そうならば、今現在数の多い参議院における自民党は、数で押し切ろうということであれば、野党はどんなことを主張してみたいところだ、それは帰趨はきまっていますものだと私たちは思う。これじゃ参議院の審議権というものを全く無視したものである。あるいは、よくあなたがいろいろの機会に、十分にひとつ論議を尽くし、話し合いた上で問題をまとめていくという、そういうようなことを言われているわけだけれども、これはではそういった趣旨とも全く違つたものだと思ふ。一体参議院の審議過程で修正するということについて、

は、当然なことだ、またそういうことはあり得ることだ、こういうようにお考えになっておられるのか、またそれとも、新聞の報道でそういうふうなことがきまっている以上、それを再修正しない、あくまでこれを通過する、こういうことであるのか、これについてのご総理の見解をお聞かせ

いただきたいと思うわけです。

○国務大臣（池田勇人君） 衆議院におきまして修正可決した議案を参議院で通していただきたいということは、私の希望でございます。念願でございます。しかし、問題は、議会の運営、議会の議決権の問題と政治的の考慮の問題と別個にお取り扱いになつていただきたいと思う。私は政治的にぜひ通したいのであります。しかし、それだからといって、参議院の審議権を無視しようという気持は毛頭ございません。事柄が違ふ問題であります。

○松永忠二君 そうすると、政治的な問題と審議権の問題とは別だ、こういうお話なんでありまして、政治的に通してもらいたいということとは、つまり、あくまで参議院における審議権を尊重して、参議院の意見の一致したところで通していただきたいということであつて、あくまで再修正はまかりならぬと、そういう方針ではないということですか、その辺はどうですか。その二つの関連をお聞きしておるのだ、別個の問題であるというあなたのお気持はわかるけれども、それはどういふ関係にあるのかということをお聞きしておるわけです。

○国務大臣（池田勇人君） 参議院の全員一致ということをお聞きしたいとお聞きしますが、やはりこれは民主主義の多数決でございますから、これは参議院において適当に善処されることと思ひます。ただ、私といたしまして

は、衆議院を通過した案が最良なものと考えますので、このまま修正せずに通してやりたいということも申し入れてあるでございます。

○松永忠二君 あなたはあらゆる犠牲を払って今国会で成立を期したいという、それはどういう意味でありまして、それをひとつお聞かせ願いたい。

○国務大臣(池田勇人君) あらゆる犠牲を払ってと私は言った覚えはありません。ぜひとも通してもらいたい、こういうことでございます。

○松永忠二君 私たちは、公職選挙法というものが非常に重要な意味を持ったものだから、したがって、これは十分な審議をするということを考えているわけなんです。それで、そうなっていると、今野党の総括の質問が最初に行なわれているわけで、まだ私たちの議院でも、いろいろな方々が質問したと、まだ十分、総理の質問の終わつたあとでも、関係者のほうからいろいろな質疑を重ねていきたい、こういうふうに考えておるわけです。しかし、御承知のとおり、会期は七日まで、それで今参議院のかかえておる法案の中には、いろいろな重要な法案があることは、御承知のとおり。産業投資特別会計の問題にいたしましても、あるいは農業基本法に關連した農協法の改正、あるいは農地法の改正、あるいはその他設置法に關連した関連の法案もたくさんある。こういうふうなものをかかえて、しかも本地方行政委員会の中にも重要な法案をかかえておるわけなんですが、そういう中で、一体あらゆる犠牲、つまりぜひ通してもらいたいというふうなことをあなたがおっしゃっていただけるのだが、そういうこ

とと関連して、一体この国会で成立を期していくということが非常に困難だということをおっしゃるは考えなければいけないと思う。また、あなたのおっしゃるように、当委員会が円満に審議を進めていくためには、相当な時間も必要であることは事実である。こういうことを考えあわせたときに、七日までにこれを成立させるということは、私たちが言わねばならない、自民党のきめている党議の決定を強行していくということになると思うのです。そうじゃなくて、十分な御審議をいただいて、参議院の審議権を尊重して参ります、こういうことと一体そういう時間的な関係とはどういう関係があるというふうにお考えになつておられるのか。

【理事増原孝吉君退席、委員長若席】
それとも、十分ひとつ参議院の審議権を尊重して審議をしてこれを通してもらいたい、こう言うのか。それは、非常にあなたのおっしゃることが時間的に無理じゃないか。そういうことは非常に並行できない条件ではないかと、いうふうには私たちが考えるのですが、この点はいかにお考えですか。

○国務大臣(池田勇人君) 参議院におきまして御審議の上、会期内に通過するようお願いいたしておる次第でございます。どうぞその意味におきまして、十分御審議願いたいと思います。

○松永忠二君 それじゃ、そのいろいろ審議の経過、時間的な問題等を考え合せてみて、もしも、その他の重要法案もあることであるので、最悪の場合には、どうしても通してもらいたいという具体的な実行するためには、会期も延長しないといけないとい

う気持ちをお持ちになつておられるのか。そういうことを考えても、なおかつ審議を慎重に、しかも重要な関係法案を本国会で成立を期したいという気持ちを持っておられるのか。その点についての、会期延長の問題についてのあなたの考えは、どういうお考えをお持ちになれるのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 今、会期延長の問題につきましては考えておりません。本国会内でぜひ通していただきたいということでございます。

○松永忠二君 そうすると、まあ参議院の審議権は十分に尊重するのだ、重要な法案でもあるから参議院でも十分な御論議をいたしたい、そうしてまた、重要な法案は、その他の法案も全部ひとつ本国会で成立を期したい、こういう今お話だつたと思う。だから、公職選挙法については今国会で成立を期したい、しかしそれは参議院の審議権を尊重するという意味から十分な審議をしてもらいたいということについては、あなたは考えになつておられるのだと思うのです。気持ちとしては原案でいきたくて思いますが、十分審議をした上で意見がまとまれば修正という方法もあり得ると、そういうこととまで拘束をする気持はないんだと、こういうことなんですか。そこをひとつ再度お答えいただきたいと思

います。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほどお言葉にもありましたごとく、政府はいろいろ苦慮いたしました結果、原案を作成し、また衆議院の審議の過程におきまして修正案が出ました。そして、その修正案につきましても、議員総会できめ、また衆議院で討論の結果決定し

たものでございます。したがって、参議院の自主的審議権は、これはもちろんわれわれはゆるがせにすることは考えておりません。御審議を願うことは当然でございますが、私の気持ちとしては、衆議院議決の案でひとつ御審議を願ひ、それを参議院のほうでどうこうされるということにつきましては、私はとやこう言うわけじゃございません。党の気持として、党の幹部に言っているだけでございまして、要は、参議院において決定されることだと思ひます。

○松永忠二君 それじゃひとつ、今言つた趣旨から考えて、委員長に質問いたします。

今質問から通じてわかつたことは、池田総理は、とにかく気持ちとしては、衆議院で通つた原案で通してもらいたい、しかし参議院が十分に慎重に審議をされるというふうな審議権について別にそれとを言つておられる話じゃないし、参議院の審議権については十分尊重していきたくて、こういう気持ちを持っておられる。したがって、私は、委員長も――委員長は国会役員であつて、やはり参議院の審議を十分尊重していくという考え方に立っていると思うのです。したがって、十分にひとつ論議を尽くしていくということをやらない限り、非常に強硬な手段に訴えてやっていくというふうなことを考

えている気持は私はないと思うのです。こういう点については、委員長として考え方をここでひとつとちよつとお願いしたいと思ひます。

○委員長(小林武治君) 十分審議を尽くしたいからして、休みも返上し、また夜までもやりたい、しかししてわれわ

れ国会の役員としては、与えられた会期内にできるだけ議決することがわれわれの責任である、こういうことを考へております。その責任の前提のもとに、ひとつ十分できるだけの審議をしたい、こういうふうに通してあります。

○松永忠二君 で、国会の会期内に十分審議をするということ、これはもちろんだと思ひます。しかし、同時にまた、こういうふうな、さつき申しましたように、世論も相当な問題を持っているし、あるいは参議院の野党も相当な意見を持っている、あるいは社会党もこれについては審議の経過の際からも非常に問題を持っていると、こういうことになつてくれば、時間的に考へて非常に困難だということについてはお考えになつておられるのですか。

それとも、そういう点については、時間的な経過も考え、それを円満に会期内に成立するために、各方面の意見をひとつ勘案して円満な解決をはかつていくという、こういうお考えの上で立つて、なるだけ会期内にひとつ成立を期していきたくて、こういう態度なのか、その点はどうなんですか。

○委員長(小林武治君) これは、四日の日に総理がおいでになつたときにも、衆議院からの送付がおそきに失したために十分の審議期間を持ち得ない懸念があると、こういうことを申し上げております。われわれとしては、しかもなお与えられた時間内でできるだけ審議を尽くしていきたくて、こ

うふうにお考えしております。

○松永忠二君 まあ委員長から話が

あつたとおり、審議時間も非常に少ない、しかも重要な法案である、そ

うようなことから考えれば、どうしてもこの際、そういうことをカバリーしていただくには、各党派の意見を十分尊重していくという事は非常に必要だと思ふのです。したがって、そういう基本線に立つて、時間の少ない審議期間の中でできるだけ審議をすすめていくという、こういう方針であるべきだと思ふのです。一方的にきめられたことを強行するというようなことを考えることのないように、ひとつ委員長も審議に当たっていただきたいと思ふわけです。これはひとつ、その点を強く要望をしておきたいと思ふのです。その点いかがですか。

○委員長(小林武治君) 要望としてお聞きしておきます。

○松永忠二君 それじゃひとつ、次の問題に移っていききたいと思ふのですが、総理にお聞きをするわけですが、選挙制度調査会というものが政令でできておいた。ところが、その政令でできておいた選挙制度調査会を、法律に基づいて選挙制度調査会に切りかえていった。これは一体どこに趣旨があるというふうな点で考へておられるのか、この点はいかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 従来政令で選挙制度調査会を設けておりましたが、私は、さきの総選挙の結果にかんがみまして、この重要な制度につきましてはやはり法律によることにし、しかも慎重に審議を願ひ、また各中を政府は尊重するという強い立場から、権威あるものにすべきだと考えまして、さきの国会で御審議を願ひ、法律に基づく審議会をこしらえたのでござい

○委員長(小林武治君) なお、質問

者、答弁者に申し上げておきますが、先ほどからもお話しのように、審議期間もきわめて短いという関係もありまして、ひとつ質疑答弁をできるだけ簡潔にお願いしたいと思ひます。また、重複にわたらないようにひとつ。

○松永忠二君 今御答弁があったように、政令で定めてあるものを法律に變更していくということについては、この前の選挙制度審議会の設置法の提案の理由の中にもその趣旨が十分に書かれて、現行制度を全般にわたって再検討を加えて、党派をこえ、国民全体の協力を得て理想選挙を実現する、そのために強力にして権威ある選挙制度審議会を設置して、そうしてこの答申を尊重して、改正案を国会に提案をしていく、こういう趣旨であると思ふのです。今総理の言われたことも、それと同じことを言っておられると思ふのですが、この選挙制度というものの対して国民の世論というものをどういうふうにかんがえていくべきものなのか、また選挙制度の改正については、審議会というものをほかの審議会とは違った立場というのか、そういう点についてどういうふうな審議会に対する態度でこれを処理をしていくべきものであるのか、特に選挙制度の改正に対して国民の世論というものをどういうふうに取り扱っていくべきものなのか、また特に審議会というものの取り扱ひの基本的な態度というものはどうあるべきであるのか、こういう点については総理はどういうふうにお考えになつておられるか。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほどお答えしたとおり、従来の調査会というものは、設けるのは法律でありましたけれども、その組織、権限の内容というのは政令で定まっています。今度の審議会は、その審議会の内容その他も法律で定めました。したがって、非常にそれが強くなつておるのであります。私は、そういうふうにし、しかも民間の有識者を入れまして、そうしてこれら一つ一つの世論の代表のように一応考へておるのであります。しこうして、法律にもあります。しこうして、答申を尊重するという規定を置きました。できるだけの世論の動向に沿つていく、こういうのが私の考えです。

○松永忠二君 そういうことを私聞いてるのじゃなくて、そういう世論の代表であると考えられる審議会、そうしてまた選挙制度に対する国民世論というものをどういうふうにかんがえていくべきものなのか、そういうことを私はお聞きしているわけですが、こういうことを言う人が非常に多いわけですが、選挙制度というのは、国民が議会政治の運営に当たる人とか政党を選挙方式をきめるものが選挙法だ、したがって国民の意思というものが第一に尊重すべきもので、また選挙される人たちに非常に都合が悪いかも知れぬけれども、選ぶのは国民なんだから、国民が公正な選挙ができるような、そうして最も適当な人を選ぶことができるような一番いい方式というものをきめればいい、そういうふうな意味からいけば、選挙制度の改正の基本的な態度というものは、まず国民世論を第一義に尊重していかなくてはならないものだ、というふうにかんがへる、またそういう世論を代表する審議会の意見というものが、そういう形で基本的な態度として尊重されていくべきものだ、こういうふう

うなことを私たちも考へるのですが、総理はこういうことについてどういうふうな御見解を持っておられるか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体そういうふうな線でも私も進んでおります。

○松永忠二君 大体というのは、どういうことなんですか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体は、おおむねということですね。(笑)

○松永忠二君 言葉の解釈ならば字引を引いてわかるのであつて、現実の総理大臣に選挙制度改正に対する基本的な熱意というふうなものを私は伺つてゐるわけだ。まず、選挙制度改正というものについては、選ばれる人の立場で問題を解決するのではなくて、選ばれる人の立場から最も都合のいい方式を考へていくべき問題だ、そういうふうなことを私は申し上げてゐるわけなんです。これについては御異議はないと思ふのですが、大体御異議はないということなんです。その趣旨は全く賛成だということには言えないのですか。それはどういうふうなお考えなんですか。

○国務大臣(池田勇人君) 御質問の点がはつきりしないのですが、国民の代表というものはやはり国会でございませう。国会で定めればいい、こういうことなんです。しかし、やはりお話しするような点がありまして、世論と申します。国民のそのときの考え方というものをひとつ出してもうたために、学識経験者の集まつた審議会でいろいろ討議を願ひ、そうして国民を代表している国会で、それを審議する、こういうことでございませう。普通ならば国会だけでいいわけなんです。さういふ点、こういう問題はやはり、一般

の気持と申しますか、世論というのは少し言い過ぎ——一般の気持をくむ意味におきまして審議会を設けた。そうして、できるだけ、われわれ国民の代表でございませう、それにひとついい知恵を貸してあげよう、ということで行つておるのであります。だから、一般の気持はできるだけくんでいくように、審議会を設けて審議を願ひ、そうして国民の代表たる国会で御審議を願ひます。

○松永忠二君 政令で定めてあつたものを法律に基づくものにきめて、特に答申を尊重しなければきぬというふうなことを、特にそれを条文の中に入れておいた、こういうことについては、国会できめればいいのだけれども、一般の人ではどんな気持を持てゐるのか、その気持を聞いてみようじゃないか、参考に聞いてみようじゃないかというふうな気持ではなからうかと私は思ふ。特に選挙制度改正については、議員という立場からどうも公正を期したい、こういう点を議員自身の反省の上に立つて、そこで別個なひとつ法律に基づく審議会を作り、あなたのおっしゃる通りに強力にして権威ある審議会を作つて尊重していただく、ないかという気持で作られたと思ふのです。あなたの今あつた説明されたような気持というものは、少し法律を作つた建前からいって違つてゐるように私には思ふ。そういうお気持だから、結局審議会のほうでも、いろいろそういうことをどうも軽視であり侮蔑であるという言い方になるのではないかと申すのですが、つけ加えたほうが本体なんですか、それとも前に言われ

た、その組織、権限の内容というのは政令で定まっています。今度の審議会は、その審議会の内容その他も法律で定めました。したがって、非常にそれが強くなつておるのであります。私は、そういうふうにし、しかも民間の有識者を入れまして、そうしてこれら一つ一つの世論の代表のように一応考へておるのであります。しこうして、法律にもあります。しこうして、答申を尊重するという規定を置きました。できるだけの世論の動向に沿つていく、こういうのが私の考えです。

一年で、しかも早く答申してもらって、それを実施していきたい、こういうふうな考えでいただけるように私たちも委員会でも聞いていたわけです。この中止している選挙制度審議会に対して、どういふふうな措置をしていくつもりなのか、その点はいかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 国会が閉会になりましたら、審議会のほうへ連絡いたしまして御審議を続けていただくよう要請する考えでございます。

○松永忠二君 そうすると、定数の是非というものについては、答申を出してもらって、そうしてこれをできるだけ早く法律改正していきたい、こういう考えなんですか。

○国務大臣(池田勇人君) これは審議会法にも載っておりますように、全般にわたって御審議願うことになっております。定数、区制の問題につきましても、御審議があることと思っております。

ただ、衆議院の決議にありましたごとく、定数、区制につきましてもは慎重にという附帯決議がついていることも、審議会の委員諸公は御存じだと思います。

○松永忠二君 私の言っているのは、定数は正の問題です。そうすると、六月十五日の任期切れ前に、あなたは国会が終了すれば審議会を再開していただいて、それでその審議会を設けた趣旨に基づいて、根本の問題について審議を進めて答申してもらいたい、こういうことで、そういうことを実行に移されるのですか。

○国務大臣(池田勇人君) さようでございます。

○松永忠二君 この前昭和三十五年の衆議院の選挙の実施をされた結果、公

明な選挙を実施しなければできない、こういうふうな点で、連座制の強化という点と、それから選挙資金の規正という点とは、その中の最も重要な部面であって、また答申でも一番力点を置いていた点だと私は考えているのですが、この問題は公明選挙実施という場合に非常に重要な問題であるし、またこの前の衆議院選挙のことから考えてみて、選挙法改正の際にはやはり相当抜本的な改正をしなければいけないという気持ちを私たちも持っているわけですが、これについては、やはり総理もそういうお考え方については同様なんですか。

○国務大臣(池田勇人君) 選挙の公明のために、やはり選挙資金等につきましても十分今後考えていかなきゃならぬ。したがって、審議会のほうにもそういうことで御審議願うておるわけでございます。

○松永忠二君 まずここの質問していることをひとつよく聞いておいていただきたいのですが、連座制の強化と選挙資金の規正というものは、今度の選挙法の改正をしなればできない場合の重要な課題だと私たちは考えているのですが、これについてはいかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体私もそういうふうな考えております。

○松永忠二君 そうすると、たとえば今度の答申の中でも、私は最も尊重されなければいけない部分のものだと思っております。ところが、今度の答申に対して、政府原案というのは、この二つの問題について相当拘束をしているわけですね。これは私が今さら申し上げるほどのことではないので、親族に対して

ての選挙違反、あるいは相当広範囲にわたった選挙運動を主宰する者、あるいはそれに対する判決の確定後失格に直ちにするとしようという問題、こういうような問題については、いろいろ政府原案を見ると、家族の選挙違反の問題については、「意思を通じて」というような言葉をここに挿入をした。それからまた、相当広範囲に選挙運動を主宰した者というところには、候補者、総括主宰者から定められた者というワケをかけたか、あるいは刑事判決確定により直ちに効力を生ずるとい

うようなことを、失格裁判を受けてからということに改めた。それをまた修正案では、今度またそのところを「三箇月以内に分かれた」ということで、活動を完全に一つ制限を、ワケをひっかけた。選挙資金の問題については、選挙資金、政治資金についての寄付を禁止したものを、「当該選挙に限り」とワケをかけた。後援団体の寄付、供応というものの対しては、「当該選挙に限り」とワケをかけた。また、それを今度修正案では、「一定期間」というふうにかけた。今度の選挙は改正しなければできない、公明選挙は改正しなければ推進できないという中で、最も連座制の強化と選挙資金の規正というものが重点的に取り上げられなければならない。それについては、答申もまた力点を入れてこれについて答申をしてきた。それにワケをかけ、また修正案をかけてきたわけなんです。こういうことは、答申を尊重するということには結果的にならないのじゃないかと思うのですが、こういうことでも、答申は尊重されていると、こういうふうな判断していいのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 連座制の問題につきましては、いろいろ考慮いたしました。三点ございしますが、総括責任者の問題は、ふやまして、そうしてまた、出納責任者も前一人だったのを今度数をふやすようにいたしておきます。御指摘のように、親族の問題につきましましては、いろいろ議論がございしましたが、やはり、選挙の公明という点と同時に、何と申しますか、個人の人權という点ともわれわれはあわせ考えなければなりません。そういう関係上、答申を尊重しながら、実際に合うようにして、法的技術上の問題等を考えて原案のようにいたしましたのでございます。また、政治資金、選挙資金は、なかなか困難な問題でござい

ます。私は、政党内法あるいは政治資金規正法等につきましまして、審議会でもつこの上とも御審議願う、そうして政党自体がもっとよくなるような方法を講じながらだんだんに進めていくべきものだと考えまして、原案のようにいたしましたのであります。

また、後援団体の寄付その他につきましましては、やはり何と言いますか、ポイント、期限を置いたほうがいい、いつかはいけないうか、いつからならいとかという点につきましまして非常に疑問な点を残すことはかえってよくないという考えのもとに、参議院選挙においては三カ月、片一方におきましては解散後、こういたしましたのでございするが、しかし、事前運動という名前をつくものにつきましては、これは、その期限は適用にならぬことは、御承知のとおりと思っております。

○松永忠二君 むしろ、あなたの御説明になったよりは、逆に、意思を通じて親族がやったかどうかとか、あるいは候補者とか総括主宰者から定められた者でなければいけないとか、あるいは国から補助されたり、あるいは請け負ったりする関係の団体からの選挙資金、政治資金、いずれも禁止をするものを、「当該選挙に限り」と、こういうワケをかけた。あるいは供応について、ワケを入れたのは、全く骨抜きだ。あるいは刑の執行についても、禁固以上あるいは執行猶予の判決を受けた者というふうなワケをかけたのは、今までの資料からしても全く骨抜きであって、これでは実際の効果を上げることはできないのだ、こういう議論が非常に強いわけなんです。これについて、あなたはもういふふうなお考えを持っておられますか。

○国務大臣(池田勇人君) これはやはり、選挙の公明ということと、個人の人權ということと、法がはつきりわかりやすく、いろいろな要点から考慮いたしましたので、これが適当だと私は結論を出したのであります。取り締まりのみに頭を使いますと、それは少しなまぬるいという点があるかもしれない、批判があるかもしれない。しかし、いろいろの実情等を考えまして、そうして少なくとも今の状態よりも数歩前進ということから、こういう原案を出したのでございます。政治資金の問題につきましても、今後十分政党の活動とにらみ合せて考慮しなければならぬ問題だと思っております。

○松永忠二君 一体、世論というものは、どっちを支持しているのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 世論と申しましても、やはり私は、国会での御審

議が一番だと考えます。もちろん、新聞、雑誌等の意見も聞きますけれども、新聞、雑誌等の意見どおりに政府というものはなかなかいくものじゃない。それは参考にはいたさなければなりません。したがって、私も十分参考にしまして、そういうものも十分参考にいたしまして、そうして結論を出した次第でございます。

○松永忠二君 選挙制度の改正ということについては、議員の判断というものが常に公正だ、国会というものがすべて世論よりも、ほかの考えより公正だというふうなことになるに、ということから、選挙制度審議会の中でも特別委員という制度を設けたんじゃないですか。したがって、この選挙制度の改正というのに対しては、ほかの法律の問題よりも違った角度から、世論を考えていくべきものであり、審議会の答申を考えていくべきものだということを私は申し上げているのだ。が、いや、そういうことではないのであって、ほかの法律と同じように、世論はいろいろあるけれども、一番その世論を代表できるのはつまり国会議員であり、国会の審議だ、こういう確信で、そういう態度でありますか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、答申も尊重し、そうして一般世論と申しますか、マス・コミの意見も頭に入れ、そうして国民の代表である国会議員の方々の意見——これは主としてわが党でございます、その意見を聞いて、そうして原案を作ったのでございます。○松永忠二君 あなたのお話を聞いておきますと、個人的な人権の問題にも関連をすることであるというお話もあった。しかし、審議会は権威ある

強力なもので、そういうことについて一応の判断をされていると思う。そういうことについてのやはり論議が十分だったのですか、審議会が。そういう御判断をなさっていらっしゃるのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 審議会は、半年余りにわたって、非常に熱心に審議下さったのでございます。私は非常に敬意を払っております。不十分であるとはもちろん考えております。○松永忠二君 そうなっております、おかしなところはないですか。特に、基本的人権とか、そういうような問題は、別に何も政治情勢の上に立って判断できるものではなくて、最もそういう権威ある人たちが論議をされて、その範囲内で解釈をされたことであって、その論議というものは最も公正に批判は行なわれていくんじゃないですか。そういうところについて欠陥があったんですか。

○国務大臣(池田勇人君) 欠陥があるとかないとかいう問題でございませう。審議会の答申を見まして、われわれは今の法体系上立法技術的にどういうように処置すべきかということ、われわれの意見を入れて、案を作ったのでございます。審議会の意見が欠陥があるとかないとか——審議会は審議会としての意見を出した。それを尊重しながら、立法技術的にどうやったらいいかということにつきまして、われわれは考慮したわけでございます。

○松永忠二君 これは、選挙制度の改正というものは、そのときの選挙の状況、あるいはそういうふうな状況に基づいて法律を作っていく。それが明らかに違憲であるという場合には、これを

を直さなければいけないけれども、その情勢に応じて選挙の法律を作っていくことが必要だと、こういう見解に立って私たちが審議会がそういうことをやられたらと思う。だから、やはり選挙の現実に行なわれている姿の上に立って、今何を措置すべきかということ、しかもそれは、憲法違反でない範囲において判断をされたのが私はこの考え方だと思ふのです。しかも、まあ特に特別委員を設けた理由というのは、やはり理由があると思う。そうすると、選挙制度審議会に特別委員を作ったというのは、一体どういうふうな解釈をしていけばいいのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 選挙制度全般につきましては改正をするのでございませうが、区制等につきましては、やはり国会議員が直接の利害関係のある場合が多いのでございませう。したがって、まして、区制等につきましては、特別委員が参加しない、ほかの問題については参加をする、こういうことで特別委員というものを設けたのでございませう。

○松永忠二君 そうなると、特別委員がいわゆるその最後の議決に参加をしなかつたということについては、これはどういう考え方をとっているのですか。

○国務大臣(池田勇人君) これは特別委員の方の気持でございまして、参加するしない、内閣の関知することではございませう。

○松永忠二君 私は、その特別委員というものを設けておいて、あなたのいうおっしゃるように、区制とかそういう問題については参加をしない、議決には参加をしない。しかし、選挙という

のは、特別な状況もあるので、特別委員を入れて、実情をも考えながら、しかもなおかつ公正な、選挙の特有性から考えてみて、特別委員を作って、その選挙制度についての意見を十分に討議をさせる……。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほどお話し申し上げましたごとく、特別委員を設けました趣旨はそういう意味で、そして区制等につきましては参加しない、こういうことだけをきめたのでございませう。一般の今度の答申につきましては、特別委員が議決に参加しなかつたということは、特別委員の個人的な考えであつたと思うわけでございませう。内閣といたしましては、参加するなとか、どうこう指令を出したことはございませう。個人の意思でそういうふうになされた聞いております。

○松永忠二君 特別委員を入れて、そういうものを入れて審議会を作つたということは、審議の過程の中に、実情をも兼ね合わせながら、しかもなおかつ、公正な第三者の立場から選挙制度の改正については論議をしなければできないという意味で審議会も作つた。十分審議会の構成においてこれが完全に実施をできるような配慮を行ないながらこの審議会というものを作つたと思うのですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体そういう気持で入つてもらったわけでありませう。

○松永忠二君 そうなれば、その選挙制度審議会の構成についても非常にそういう点を配慮をしたのであつて、しかも選挙制度そのものが、国民の立場から議員というものの陥りやすい弊害をも除去してやつていこうというのだから、その答申というものはほとんど百パーセントいれられてしかるべきものだと思ふのです。その答申が、原案を作る過程の中で修正を受け、またその原案が修正を受けたということは、これはやはり、建前からいって、筋からいって、これはどうもいい方法ではなかつた。結果的にはどうも、選挙制度審議会を作つた構成についても配慮をしてきたということからいって、非常にいい結果ではなかつたという御判断をなさっているのですか、どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、制度としては非常にいい、そうしていろいろ特別委員の意見も吐かれたと思ひます。結果においてどうこうという批判は私は加へませんが、われわれとしては、審議会としては慎重審議の上に答申されるものだと考えております。特別委員がその議決に参加するしないは別問題といたしまして、十分審議されて答申があつたものと私は考えております。

○委員長(小林武治君) 松永君に申し上げますが、審議期間が短いということもあり、また総理の御都合もありまするるので、ところが他にもまだ質問の希望者がある。したがって、私としては時間をできるだけ公平に使いたいと思ひますので、適宜ひとつお合みおきの上お願いいたします。

○松永忠二君 私の聞いたことを端的にお答え下さい。相当配慮をして作られた選挙制度審議会の答申というものが、原案で修正をされ、またその政府原案をその後修正をされていって、これを百パーセント尊重といひますか、

九〇効尊重するということはできない
ような方向に行ったということは、建
前としてはどうもおもしろくなかった
という、こういうようなお考えを持っ
ておられるのですか、いやそれでいい
んだというのか、それを聞いていいわ
けですがね。やはり、法律を作ってこ
ういうふうになったことについて、そ
の情勢のいろいろな問題があるとして
も、これはやはり建前としては、でき
るだけそういうことを避けていかな
ければいけないものだということをお考
えを持っておられるのですか、どうで
すか。

○国務大臣(池田勇人君) 答申につき

まして十分に検討して、政府はこれが
最良の案として御審議願うことにいた
しました。しこうして、審議の途中に
おいて四力所の修正がございました
が、この四力所の修正のうち、三点は
政府の考へておる趣旨に沿っておりま
す。ただ、これを具体的に明確化した
だけの問題で、基本的な考え方を変え
ておりません。そうして、もう一つは
事前運動の点でございますが、これは
衆議院の審議の過程におきまして、私
は選挙の自由ということから原案を出
したのでございまして、今の実情から
申しますと、少し行き過ぎの点があ
る、現法律でいいんじゃないかという
意見が与野党を通じての意見のよう
でございまして、私は実際に沿うよ
う、その修正でいいということにい
たしたのでございまして。また、連座規
定の点におきましていろいろ修正の意
見がございましたが、これは私は、自
分は自民党の総裁として、これはやめ
たほうがいいということで断った点
もあるものでございまして、政府案を

修正してと申しますか、この修正は、
私は政府案の基本を変えるものではな
い、かえって正確になった、わかりや
すくなった、こう考へております。た
だ事前運動の点、私は与野党の意見
を――間違っておるかもしれませ
んが、私としては、これは皆さんがあ
まり行き過ぎだという気持があるな
うことを感じて、そうして修正するこ
とにしたのであります。で、政府原案
に対して修正を加えたおっしゃいま
すが、これは修正は、そのもとを傷つ
けずに改善した、こういうふうに心得
ております。

○松永忠二君

まあ、政府原案を修正
したことについてあなたのお考へに
なっていることは、私は少し違ふと思
う。「数箇に分けられた選挙区」とい
うのは、「三箇以内」というふうに区
別をした――「数箇に分けられた選挙
区の地域のうち」というのを、「三箇
以内」というふうに限定をした。当該
選挙に關し一定の期間を加えたとい
うことは、はっきりさせたことか。それ
とも――いわゆる初めの答申の趣旨か
ら言うならば、それをもう少し広範
に、相当広範にわたつてと、そういう
ような答申をされてゐる。あるいは、
後援団体等の寄付や供託についてはす
べて禁止をするということ、――当該
選挙に關し、――こういうことで非常
に一応ワクを入れる。その当該選挙とい
うのを、また一定の期間にしばつて、
あるいは相当の広範にわたつてとい
うような答申がなされたのを、それを数
個に分けられた地区、こういつたの
を、また三箇以内に分けた、こういう
ようなワクのかけ方は、はっきりさせ
たということなのか。それじや答申の

趣旨はどこにあるというわけなん
で。

○国務大臣(池田勇人君)

この数個と
いうのを三箇に分けたのは、狭過ぎる
と思われませんか、大体出
納責任者あるいは総括責任者に限ら
ず、相当選挙に広い範囲で携つた人
に連座規定を置くこととするのであり
ますから、私は、数個というよりも、や
はり三箇なら三箇にしたほうがはつき
りしていいと思へておるのでありま
す。今後拡張したものについての問題
でございまして、数個ということよ
りも、三箇、こうしたほうが私は実態
に沿うと思へたのであります。

○松永忠二君

あなたの説明は、私た
ちは納得できません。答申の趣旨
は、そういうことじゃなかったわけ
です。答申は、もっと広範なことを言
われた。それをだんだんだんだんワク
をひっかけたはつきりさせたというけ
れども、事実上はますます適用を困難
にさせている。適用がしかも小範囲に
なつてくるということになつてくる
と思う。そうすると、言葉をかえて申
上げますと、今出てきている修正案、
つまり衆議院送付の修正案が最善のも
のだという考へ方を結局持つておられ
る。答申を最も尊重して、最もよい
はつきりさせた最善の案がつまり衆議
院に送られてきたのだ、こういう判断
をあなたがされておられるのですか。私
たちは、そうじゃなしに、答申の趣旨を十
分尊重していききたいけれども、各般の
事情もあったので、今の段階としては
この措置以外にはないのではないかと
いう判断をされて、最善の案として政
府は出されたものが、またいろいろな
各般の事情からやむを得ない措置とし

て、また修正案として参議院に送られ
てきた、こういうふうな判断をするの
ですが、あなたの今までの御答弁によ
ると、答申を最も尊重して最善の案と
して政府案を作り、その最善の案で
はつきりしないところをますます明
確にして、そうしてこの修正案として
参議院に送られてきたのであつて、も
う上の上だという、そういう御答弁に
尽きています。私は思ふのです。そう
いう判断をあくまでおとりになつてお
るのですか。

○国務大臣(池田勇人君)

お話のと
りでございます。尊重し、政府が熟
慮の結果提案いたしました。そして、
衆議院でその原案を最良のものとし
ております。しかるところ、いろいろ
御審議の結果、修正案が出まして、そ
うして私は、今の事前運動の点につ
きましては、これは政府の考へ方が非常
に理想的なもので、修正案は現実的な
ものだ、このものにつきましては、現
実的なものに今の場合はしたほうが
いいということをやつたのでございま
す。二、三、四の三点につきましては
政府案がはつきりされた。そこで、今
の段階といたしましては、私はこれが
最良のものだと心得ております。しか
して、いろいろな点につきまして、た
えば政治資金の問題とか、あるいは
政党関係等とありますが、これはまた
定員、区制の問題等かね場合もござ
いまして、いづれまた別個に検討
をしていかなければならぬ点も多々あ
りますので、今後の審議に待つことに
した。ただいまは、参議院の選挙を控
えて、この案が最良の案であると考
えて御審議願つておる次第でござい
ます。

○松永忠二君

世論といひますか、一
般でも言われておることは、この公職
選挙法の改正にあつては、総理大臣が、
答申を尊重するということについて、
もっと一貫した態度で党の意見を取り
まとめていくというふうなことをな
さつていったなら、もう少しやはり今
出てきたものよりも進つたものが出て
きていたのではないか。やはり、この
前審議会を作つたときにおつした
ことは、政治に対する信頼を高めた
い、そういうような意味で選挙制度審
議会を作つていった。だから、そう
いうふうな立場に立つて、より一そう
答申を尊重していこうという立場に立
つて、総裁としての責務を果たされ、あ
るいは総理としての努力を重ねてい
たということになれば、なおこの公職
選挙法も、早く時期的にもまとまる
し、またその内容もより以上答申を入
れるような方向に行つたのじゃないか
という、こういうふうな意見もなか
な出てゐるわけですね。事実また、最初
に総理に質問した湯澤氏――自民党の
委員ですら、ここまでおそくなつたこ
とについては、総理の責任じゃないか
というお話もあつた。そういう点につ
いて、やはり総理府の中に審議会を設
けられたのであつて、そういう意味か
ら言うならば、総理が率先してこの答
申を尊重するという意味で、党内を説
得し、案を作り、それを政府原案とし
て作つて努力をしていくということであ
れば、もっと結論の出方も早いし、ま
た答申についても非常に近づいたもの
になるんじゃないかという、こういう
点について、そういう考へ方があるわ
けなんです、具体的に総理は、それ
は全くの誤解であつて、こういうふう

に努力をしたという、そういう事実があるのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 審議会で熱心に御審議いただいた答申案を得まして、早く政府案を作るよう関係省に話しを、ことに自治省、法制局に話をし、案をこしらえた。一カ月余りで案ができたのでございます。私も検討しました。これで行くという事になりました。その後、党からも修正案が出ましたが、今ちょっと触れましたように、親族の連座の規定につきまして、また今の修正案が出ました。これは私は押えました。いろいろ考えまして、この選挙法というものは、御承知のとおり、調査会で二、三回も答申が出ましたが、法案になるに至らないことは、あなたの方の御存じのとおりなのでございます。私はぜひとも今国会に案を出して通さなければいかぬということ、極力推進して参ったのでございます。

御承知のとおり、選挙法の改正というものは、普通の法律案とは違って、なかなか厄介だということ、もう御存じのとおりなので、私はよくまあここまで来たという工合に思っておるのであります。それで、こういうものを一ぺんにびしゃっとというわけにはなかなか参りません。ことに、先ほど申し上げましたように、定数とか区制の問題等と関連しまして、政党法あるいは政治資金規正法ということにつきましても、この上とも検討を加えなければならぬ問題がございますので、この際としては、これが最良案として、とにかく参議院の選挙に間に合うようにという事で進んで参っております。

○松永忠二君 今度の公職選挙法改正

の問題を通して、あるいは選挙制度審議会等の関係を通して、一体政治に対する信頼を高める結果になったのかどうかという点については、どう御判断をなさっておるんですか。

○国務大臣(池田勇人君) これは、選挙法の改正ができるのできないのとは、政治に対する信頼がよほど違ってくると思ひます。その意味におきまして、完全無欠のものとは思ひませんが、これを通していただいて、今度の参議院選挙がかりっぱにできるならば、それによって政治に対する信頼も高まってくることを私は期待いたしております。

○松永忠二君 いろいろ参議院が審議を中断するとか、あるいは世論のいろいろ反響があるとか、そういうふうなことを通して、あなたが考えられたように、政治に対する信頼を高めるといふことについて欠けるといふことがあつたのじゃないかというようにも私たちは判断する。しかも、あなたをあなたは作つたのだから、作つたものを通すという事によつて、これは極めて政治に対する信頼を勝ち得ていきたいと、こういうお話を。そうなる、話を最初に戻して、木岡会が必ず成立させるといふ御決意だと思ふんですが、どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、政府原案を出したときに、いろいろ批判はございました。そして、党の修正案につきましても批判がございました。が、その後において、私は名前を言ひませんが、有力新聞なんかは、この際これを通すべしだという社説も見たことがございます。それで、今と相なりましては、先ほど申し上げましたよう

に、完全無欠、理想的なものじゃないけれども、この際この段階としては通すべきだといふことが私は世論だと考へておるのであります。したがいまし、先ほど来申し上げておるとおり、時間は非常に短くなつて、まことに申しわけありませんが、この際としては、ぜひ通していただきたい、これが私の信念でございます。

○松永忠二君 この際これを通すのはしょうがないんじゃないかというふうな意見があることも事実です。しかし、同時にまた、選挙の改正というものをこの程度でお茶を濁されはたまらない。だから、この際はこれをむしろ通さないほうがいいんだ、そうして、この程度のものでは国民も満足しないのだし、また、せっかく作つた参議院としても、その建前を十分果たすことができないんだから、むしろこの際はこういうものは通さぬほうがいいではないかという意見も、これはあることは私は事実だと思ふ。全然逆な世論も実は相当強いことも、これは事実だと思ふ。しかし、私は、政府としては、通すということについて世論を尊重して、ぜひ今国会で通すというかたい決意があることはわかつたわけですね。そうすると、会期が非常に短いんだから、ぜひ通すということにあくまで貫くということになれば、時間的な問題については、不可能の場合には、その際また考へるといふ、そういう態度ですか。

○国務大臣(池田勇人君) いろいろ世論があるようにございしますが、私は、この際としてはこれで通すのがいい、そうしてまた、いろいろな点とかね合せて再検討を加へ、区制の問題等も

結論を出すほうがいいという、この世論が多いと思ひます。したがいまし、ぜひ通していただきたい。じゃ、時間が短いからどうかという問題につきましては、私はここで申し上げるわけにいきません。会期中にぜひ通してもらいたい、こういう考へでございします。

○松永忠二君 そうすると、この会期中でこれを通して、選挙をいつやるというお考へなんですか、選挙の期日。

○国務大臣(池田勇人君) まだはっきりきめておりませんが、大体七月一日というふうに、党のほうでは考へておるようでございます。まだ決定いたしております。

○松永忠二君 そうすると、総理は、さつきお話がありました、あらゆる犠牲を払つても今国会に成立を期するといふ、そういう考へ方、そういう言ひ方というものは、この決意を表わす正しい言ひ方ですか。まあ新聞紙上では、鈴木民衆党副幹事長に、こういうふうなことで、つまり、今国会に成立をさせるという、そういう決意を語られておるようだけれども、この点はどうなんですか。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほどお答え申し上げましたように、あらゆる犠牲を受けても、あらゆる犠牲を払つても、こういう言葉は使つておりません。極力これを通してもらいたいといふことを言つておるのであります。

○基政七君 総理にお伺ひいたしたいのですが、まず最初に、先ほど松永委員からお話がありましたように、当委員会としては、たいへん時間がなくて、この重要な法案の審議に非常に私も責任を感じておる一人として、遺憾に存じておる次第でございますが、そのおもな原因が、聞くところによりますと、どうも党内の取りまとめに非常に時間がかかつて、総理もたいへん御苦労されたと思うのであります。そのために、当委員会にこういうふうな非常に重要な法案が審議が十分できないという結果になりましたことについて、総理はどう考へになつておりますか。まずお伺ひいたしたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) せんだつてここで御答弁申し上げましたように、衆議院段階におきまして、非常に時間をとつたこと、その結果として、参議院に参りまして、時間が非常に少ないということにつきましては、遺憾の意を表してあります。しかし、できるだけ御審議をいただいて、会期中に通していただきたい、こういう強い念願を持つておるのであります。

○基政七君 私ども、選挙法のように大きな法案については、党内それぞれ御意見もあると思ひますし、取りまとめもなかなか困難であると思ひますが、もうすでに再々総理に御答弁願つておりますように、その骨子になるものは答申案にあるわけでありまして、それから、それはどうも調整に困難を来たすといふことは、答申案に対する考へ方の問題だと思ふのです。そういう点がこれからの参議院の答申に重大な問題をたらんでおると思ひますので、この際、総理に、ぜひ、こういうこと、二度とないよう、総裁としての心がまえなり、総理としての心がまえなり、この際、ぜひ、そのことについての御答弁をいただいておきたい。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど来申

し上げましたこと、この選挙法の改正ということは、他の法案と違ひまして、なかなか毎回非常に困難を見る問題でございます。もう提案までにも非常に議論がございまして、御承知のとおり、審議会をたびたび開きましてもできぬという状態です。今回は、世論の支持もあり、また、皆さんも非常に御熱心でございますので、ここまで審議が進捗してきた状況でございます。で、私は、今回、これを通していただくと同時に、今までの経験にかんがみまして、今後の選挙法改正につきましても、万全のかまえをして、公期末にどうこうということのないようにしたいと考えております。

○基政七君 それでは、私、ひとつお尋ねをいたしたいと思いますことは、先般衆議院の本会議に、この公職選挙法の改正案の御提案がございました際に、各党の質問の最重要な点は、どこまで答申を尊重するかということの一点にあったと思います。その際に、自治大臣も総理大臣も同様に、十分尊重したという御答弁がございました。その後、御承知のとおり、自民党の修正案が四点にわたって行なわれておりまして、この四点には、かなり、答申案から見ますと、後退をし、しかも、公明選挙について相当重要な影響を持つ法案が出されておるわけでありまして、現在でも、やはりその当時のように、答申案を尊重しておるという御答弁をお持ちでありますかどうか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど来申し上げておりますように、この修正案につきまして、答申案と変わっておるところは、事前運動の点でございます。

す。これは私は、審議会の状況にかんがみまして、これはやはりこの際は、現在の状況でいいのじゃないかということだけ、あとの三点につきましては、私は、政府の原案の趣旨をそう変えたものじゃないに、はっきりして、かえってよくなったと考えております。

なお、党内のことでございますが、親族関係の連座規定でいろいろ議論がございましたけれども、これは私は、よすべきだというのでやめたわけなんでございます。原案を出しましたときと大体骨子においては同じである、こう考えております。

○基政七君 実は私も、社会通念より考えて、尊重というのは、やはり私どもの生活上、約束事であって、たいへん重要に考えなければならぬというふうに私は考えておるわけでありまして、ところが、国会の答弁では、すでに総理も御承知のとおり、この審議会議法ができました際の三条のあの義務規定につきましては、私は、やはり一般の人にも非常にこの点は重視しておったのじゃないか、こう考えておるわけでありまして、ところが、内容がすでに世論で明らかになっておりますと、それに、相当答申案が後退しておる、こういうことになりましたと、尊重に対する社会通念がゆがめられて、しかも、国会という、大事な立法の府であります。国会で、しかも、政府がみずからこれを後退を認めるということにつきましては、相当私は、子供の教育上もあまりよろしくないのじゃないか。むしろ、この点は、私は、率直に総理がやはりここで究明されまして、そうして特に審議会のほうにもやはり実を示して、誠意をお示しになることのほう

が、将来の審議会の進行にもたいへん大きな影響力を持つのではないかとありますが、この点について総理はどうお考えになっておりますか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) その点につきましては、私は、自分自身として、審議会の委員の方々に直接連絡はいたしておりませんが、やはり私の、何と申しますか、と同じような立場にいられる党の有力な方々につきまして、私の心境は申し上げてあるはずでございます。尊重してあるか、尊重してないかということは、これは他の人の批判もございましょうが、私といたしましては、できるだけその答申案に沿うようにやってきたのであります。途中におきまして、これをもう少し離れかすという意見もありましたが、これはいけません、政府としてこういうことで行っておるのだという意味で了解を得たような次第でありまして、私といたしましては、そのとおりではございませんけれども、趣旨は十分尊重いたしました。そして、そうして連座規定におきまして、お話のような点に親族の点も入れる、範囲もこれを拡大する、一応の線は尊重してきておるわけでありまして、その他の点につきましては、ほとんど答申案どおりでございます。

○基政七君 そこで、私は、自治大臣がお見えになりましたから、少し朝日新聞に掲載されております点について、ここで確認と御意見を承りたいと思うのでございますが、当時自治省案が多年問題になっております際に、連座制の問題に関連して、同席の点が、一応意思を通じたというふうに改正されまして、自治大臣は、朝日新聞

の、これは二月二十二日でありまして、「同居の表現について手直しするの」が、答申尊重のワク内で精一ぱいだが、それが今度は、同居で、意思を通ずるというふうに変わっておりますね。この辺の關係と、この新聞によりまして、尊重の線がぎりぎりだとすれば、同居の親族で意思を通じた者というこになりまして、非常に後退をしておりますから、この意味を率直に受け取るとしますれば、尊重から相当後退したということに一応考えられますが、どうお考えになっておりますか。

○国務大臣(安井謙君) 親族条項の適用につきましては、総理もおっしゃる通り、私は相当にこれは慎重に考えなければならぬという考え方で種々検討したわけでありまして、意思を通ずるといふのは、これは最初からだれが考えても当然の前提であらうと思えます。全然知らないでやられたもので、候補者がそれを責任を負わなければならないというところは、これは無理だと思えます。その上で、しかし、その条件をしぼる際に、同居というものは、あるいは入れなければいかぬのじゃないかという趣旨をいったのだろうと思ひまして、当時の発言は、よく覚えてはおりませんが、そういう趣旨で私も考えております。

○基政七君 そこで、その点は、意思を通じたとか通じないというこの認定なり、判定というものは、私はこれはもうきわめて困難だと思います。ですから、やはりこの公明化を進める際に連座制の問題など、あとでまた総理に御質問いたしたいと思っておりますけれども、これは非常に重要に考えなければならぬと思うのが、こういう

ふうに一歩、二歩後退したということになりますれば、やはり率直に私はかぶとを脱がれて、尊重をああいうふうにかしたけれども、実際上非常にむづかしかった。そこで、中間的なことだという意味には私はとりたくないものでありますけれども、そういう実情について、御説明があったほうが国民は納得しやすいんじゃないか、こう考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(安井謙君) 親族条項は、非常にめんどろな問題でありまして、これは大きくいえば、憲法論から議論が出る。いろいろな問題が御承知のとおりあるのでありますから、これはいろいろな角度から非常に慎重に検討をやったことは事実でございます。現在でもまだこの政府案が過酷であるというふうな批判も実際上ないわけではないのであります。しかし、そこは私も答申をできる限り尊重しなければならぬという建前もありまして、ああいう形で取り上げたわけであり

○基政七君 私は、それでは連座制の問題について、よけい時間がございせんから、端的に、二点お伺いしたいと思ひますが、私は選挙を公明化し、そして候補者の立候補をできるだけやりやすく、そして金のかからない選挙を行なうとしますれば、なるだけ制限はやはり狭めたほうがいいと考えている一人でありまして、それと同時に、また、違反した場合には、その違反には厳罰をもって臨むということ、まず私は公明化の実現のためにたいへん重要だと考えております。そこで、連座制が答申案より後退いたしましたのは、政府の説明によりまして、

憲法の問題に疑義がある、しかも、裁判権との関連で世論が十分納得しかねるという、ああいうことで一歩後退したように私は受け取っているわけでありますが、そういうふうな受け取ってよいのでございませう。

○国務大臣(安井謙君) けっこうです。

○基政七君 そうしますと、私は、井手成三さんの、「劇画的な手法が必要」とあるという選挙制度に対してのお考えが出てくるわけでありますが、その中に、人権無視であるということと理由にしているけれども、たとえば民事訴訟法における訴訟参加の方法も工夫すればあるのじゃないか、それから一つは、法文を具体化するにあたって、できれば関係者の選挙犯罪の起訴と同時に、検察官は連座による当選無効の訴訟を起せば問題はないのじゃないかという意見があるわけですが、これは私はやはり選挙の公明化というものは関係で、十分検討に値する内容のものだと思っております、こういう問題について政府は御検討なさいますかどうか、この点は特に私は総理にこのことについてのお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(安井謙君) ただいまのは、検事提訴の系統の關係だろと思はれますが、この点につきましては、なほ提訴の系統法まで法律で変えられようという議論まであったわけでありませんが、これは最高裁までのいろいろな判断を要するし、時間的にも非常に間に合いかねるということで、今日の一般の常識論、法律学者の常識論、あるいは専門家の常識論をとって

こういった提訴の系統をとったわけでありませう。

○基政七君 そこで、私は具体的にこの問題はお尋ねをいたしているわけですから、この答申案の中で、やはり連座制を強化するということは、これはたいへん重要な問題だと思はれます。また、答申案のほうも、それだけに非常に慎重に検討されて答申されたと思うのでありますけれども、その際にも、こういう傾向に値するようないくつか、具体的に意見を出されている問題について、そのように私は選挙におおげいになるというものは、やはり選挙の公明化に対する政府の態度を疑いたくなるわけですから、この点はもう少し私は自治大臣も十分にひとつ御答弁願いたいと思はれます。

○国務大臣(安井謙君) 決して軽率に扱ったわけではないのでございまして、これは関係各省とも十分打ち合わせしましたが、しかし、これを根本的に提訴系統まで変えるというようないくつかの問題が広くなっているわけでは、非常に問題が広くなっているという意味で、これと簡単にいえないという趣意で、これは決して軽率ではなくて、現在の法律専門家も最も妥当であろうといわれる手続法を、これは私もとしては採用したというところでございまして、また、専門的なあれでございまして、法制局長官もおりますし……

○基政七君 少し誤解をされているのじゃないかと思はれますが、私は、やはり連座制は答申案どおり、違反が確定すれば、そのままだけは失格するといふのは建前だと思はれます。これは少しきつ過ぎるという御意見があったり、憲法に疑義があるというようないくつか

で、日本の民主主義を守っていく大事な議会制度の根柢をなす選挙の問題でありますから、これはやはり私は相当重要に考えられるべきだ、そういう意味で、私は先ほど来御質問申し上げたわけですから、ぜひ、法務大臣がおいでになりますから法務大臣に、経緯と法的な立場で、もう少し御説明いただきたいと思います。

○政府委員(林修三君) 立法にあたりまして各方面の意見を調整した最終の責任者は私のほうでありますから、私からお答えいたします。

連座制の問題点は数点あったわけでありませう。一つは、ただいまおっしゃいました手続の問題、つまり当然失格とするかという問題、それから連座制の範囲を、たとえば親族まで拡大するかという問題と、この二つがおもなもので、世間でも問題にしておりましたが、憲法的に、あるいは法律的にいつても大きな問題点でございませう。手続の点につきましては、これはいわれる形式的な刑罰ではございませうから、直接に憲法三十一條の問題ではないのじゃないかという議論ももちろんございませう。ございませうけれども、これは非常に人々に不利益を与える処分であるというところは事実でございませう。それからもう一つは、連座というものは、要するに人々が一定の犯罪をした場合に、他の人が一定の効果を受けるわけですから、その人が犯罪をしたことについて、それから連座をさせるといふ法律関係が一見明瞭である場合、あとでちょっと御説明いたしますが、たとえば親族、親とか子が一定の犯罪をした場合に、連座させるといふのであれば、これは親か子かという事実

はつきりしております。したがって、その人が一定の選挙犯罪にひつかれば、それを当然連座させても、たいして問題はないうわけでありませう。連座させることがいかに悪いかは別問題、しかし、今度答申に入りましたのは、いわゆる相当範囲に選挙運動を主宰した者、あるいは法定選挙権のうち相当程度の出納責任を負った者、こういう者が、認定問題として、やはり候補者自身がどこまでそれに違反するか、候補者のほうで地区主宰者と見ていたか、出納責任者と見ていたかという問題が出てくる。それを候補者のほうに全然かかわりなく一方的にきめてしまつて連座させるのは、やはり法定手続として公正でなからうという議論が出てくるわけでありませう。これについては、しからばどうすればいいかということについては、どうしてもやはりその当事者をこの訴訟に参加させる、あるいは少なくとも当事者が――当選者ですが、それに異議ある場合に訴訟が起さる、訴訟上争える、こういう制度が必要じゃないか、そういうわけになるわけでありませう。その方法として、今お話し申し上げました井手さんの言われたような議論もございませう。これは今、自治大臣が言われましたように、刑訴手続全般にわたつての相当大きな手直しをする必要がある、短い期間にはとてもできないというわけ、やはり常識的な当選訴訟というものが一番いいのじゃないか、それは訴訟が促進されれば問題が解決するわけでありませう、そういう方法をとったわけでありませう。

それからもう一つは、連座制の範囲の問題であります。これはいわれる連座というのは、必ずしもいわゆる選挙に關係した人が選挙犯罪をしたから当然に連座さしていという問題ではないと思はれます。つまり連座というのは、当選者が相当何万票かの多数の票を取つて、その票の中に相当たくさん不正の票がまじつていと思はれる、そういう推定がなされるという場合に、連座という問題が意味を持つべきだと思はれます。かりに、だれかが一票か二票を買収したからというので、これは他の票全部無効にするというのでは、やはり多数の国民の意思を無視するものである、これはむしろそういう場合には、やはり減票制をとるほうがほんとうだろう。連座をする以上は、やはり当選者の票が相当多数にわたつて不正であるという推定が必要であると思はれます。この点は、まあことしの三月に最高裁の判決が出ておりますが、やはりそういう立場をとっております。つまりそれは総括主宰者の連座規定を憲法違反でないとした判決でございませう。その理由としてあげているのは、やはり総括主宰者が違反をすれば相当その当選者の票はよーれていける、相当多数汚れているという推定ができる、そういう前提に立つて判決をしている。したがって、今度入りました地区主宰者とか、あるいは出納責任者に準ずるような人、これの問題はこれは比較的の問題はないと思はれます。ただ表現のいかんの問題であります。しかし、親族になりますとそう簡単にいえないわけでありませう。親族が、親族であるがゆえに、一票買収した、二票買収したというのを当然に連座にかけるとい

うのは、これはなかなか筋の問題が、相当問題が出て参ります。おそらく審議会で答申された趣旨も、親族なるがゆえにというのではなくて、親族はやはり候補者の身分である、あるいは総括主権的な積極的な選挙運動をしてその候補者の相当の選挙運動を分担している、そういう立場から親族に連座制をかけようという御趣旨だろうと思うのであります。そうだとすれば、親族であるというだけの一点をもって、一票を買収した、二票を買収したというものを連座制にかけるといふのは、これは公正でない、こういう問題が出てくるわけでありませう。したがって、こゝでやはりいよいよ当選者の身分的な存在であるといふことを立証するためには、意思を通ずるとか、あるいは同居とか、そういう問題がどうしても出てくるわけでありませう。御承知のように、衆議院で社会党で修正案が出ましたときも、意思を通じという要件は入れておられます。これは絶対的な要件だと私は思うわけでありませう。それがなければ、やはりどうしても憲法上の問題が出てくる。

それからもう一つは、相当その親族のやった違反行為が、やはり公判で、いよいよ総括主権者でも、出納責任者でもない場合は、——あれば当然それにひっかかりますが、ない場合に、連座にひっかけるためには、やはり相当広範囲に当選者の得票はよこれているという推定が必要だ、そのためには、やはり買収犯罪も相当悪質である、あるいは広範囲にわたっておるという推定が何らか入れる必要がある。それを間接的に入れる方法として、禁錮刑あるいは執行猶予がないというふうな方法を入れてある。そういう観点から実は立法したわけでございませう。

○基政七君 今の御説明はそのとおりだろと思うのですが、ただ、答申案でもその辺の検討が、私は、先ほど松永委員からお話がございましたが、相当やはりこの問題は慎重に検討された内容だと思ふ。そこで根本的に大事な問題は、その連座といふことが明らかになつて、しかも、犯罪認定が明らかになつて刑事罰が確定したら、そのまま直ちに自動的にそれが失格するということとの関係においてどうなるかといふことを、私は実はお尋ねしたい。それはもちろん、これは法理論の上から見ればいろいろ問題があるにしても、一般の世論としては、そこまできびしくやらなければ、日本の公明選挙といふものは実現できないんじゃないか、また、そういうことによつて、相当今の選挙がよごされておるわけですね。そういうことは事実として明らかになてありますから、その大事なところを抜きにしたような、抜け道のあるような法案といふことは、やはりほんとうの目的に達しないんじゃないか、そういう意味合いで、先ほどの井手さんのような意見は、相当私はやはり傾聴に値する、十分検討してみたい価値のある問題じゃないか、こういうふうな意味を申し上げたんです。

○政府委員(林修三君) 井手さんは私どもの実は先程でもございませうし、十分あの御意見も私は新聞紙上でも拝見いたしました。ただ、井手さんの言葉の一部をとらえるわけではありませうが、井手さんも、自分が法制局におつたらこういう案を出すだろう、政府案のような案を書いたろうといふことを

あそこで書いておる。しかし、いわゆる選挙界の実情からいへば、毒薬を盛らなくてはいかぬという趣旨も書いてある。そこになりますと、実はいろいろ問題でございませうが、私も実は法律専門家の立場としては、やはり違憲になるおそれのある法律、あるいは少なくともそういう可能性のある法律を私は提案するといふことは、ちよつとやはりわれわれとしては責任上できない、そういう問題がございませうが、そこは十分国会で御審議を願いたいといふふうに考えております。

○基政七君 それでは総理大臣にお伺いしたいのですが、これから先の答申は、区制の問題も出ますし、それからそれに伴つて比例代表の問題をどう加味するか、統一方式にするかしないかといふ非常に重大なたいへん奇妙な問題が答申されるかと思ふのです。が、その際に、先ほど申し上げたように、今度のように党内事情のために容易にまたまらぬといふようなことは、やはり私は国民の側から見ても、まことに遺憾だと思ふのですが、これは総理も遺憾だといふ表明もございませう。したがってそれでいいわけでありませうが、そこで、これをこれから扱っていく際に、やはり事前といふことは困難かもしれない。しかし、答申案が出ますと、さつそく党間の十分な意見を調整して、できればこういう大きな法案であり、民主主義の根柢を左右するような選挙法でありますから、ぜひ各党間の意見の一致を見るように、そういうような努力をするべきだと思ふのですが、このことについて総理大臣の御意見を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) やはり民主主義で話し合いの政治が望ましいこととございませうから、自分には外交問題その他重要問題につきましては、そういうふうにしていききたい、こういう気持は持つております。具体的に今これをどうしてもやるのだという約束ができないのは、今の実情から基先生もわかっていただけだと思います。方向といたしましては、私は十分、委員長、総裁の会談にするか、あるいは党の幹部の会談にするか、そういう問題につきましては、そういうふうな方向に向かつて進みたいという気持はございませう。

○基政七君 それじゃ、だいぶあとの人がおせきのようですから、あと二、三ポイントだけいたしたいと思ひますが、原則的な問題について、私は総理の意見を伺いたいと思ひます。これは私は、こういう選挙法のようなものは、実は全部第三者にゆだねたほうがより公正でより明らかな、そして国民の期待できる選挙法であり、さらに日本の議会政治を守っていく上にはたいへん大事だと思ひます。そういう意味では、実は私の意見としては、この答申案をまあそのままに、国会がごく形式的に、手続的に扱つてもいいじゃないか。すべての点にというわけには参りませうけれども、一回それくらい思ひ切つたことをこの次にやつてみるべきじゃないか。そうしなければ、なかなか国民が、議会政治に対する信頼を高め、さらに日本の今のようないまが脱却して、そして国民全体が文字どおりに喜んで政治に参加する唯一の選挙に参加するといふことは、なかなか容易ではないんじゃないか。そういう意味でぜひ総理にこの点をどうお考

えになつておりますか、私はお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) そういう議論があることは私も聞いておりますが、私はその点につきまして、総理としての意見は差し控えておきたいと思ひます。

イギリスにおきまして、こういう選挙制度につきまして委員会を設けてやる。労働党内閣のときには、その委員会の答申を修正したやに聞いております。なかなか各国とも議論がございませうが、国会として、この重要な法案を第三者がきめたおりでいくといふことは、そこまで一般にまだ行つてないんじゃないかと思ひます。議論としてはあることは知つております。よほど考えなければならぬ問題と思ひます。

○基政七君 そこで、私は、これはまあ全く私見ですけれども、答申案を全面的に国会議員が参加してやるというよりも、やはりある部分に限つてやるというふうな、ごく常識的なことで考へてみる必要もまた私はあるんじゃないかと思ひます。この点いかがですか。たとえば区制の問題については、それについてはもちろんこれはいろいろな関係がありますし、十分に検討してみなければならぬと思ふのですが、その範囲は、国会の議員が参加するとか、これは申し合わせ以外には出ないと思ひますが、そういうやはり工夫をしてみる必要があるんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) ただいまお答えしたように、なかなか工夫をすること自体が踏み切つたことになりませう。

○基政七君 私、やはりこれは思い切つてやるべきだと思うのですけれども。

それでは次に、最後のことでお尋ねいたしたいのですが、今審議会で問題として、たいへん重要でありますし、また事の性質上、これは政府のほうで十分お考えいただかなければならぬ点、私は、三部会の公明選挙の問題だと思ひます。これには相当予算も要りましようし、それから教育との関係があり、地方団体との関係もございまして、それから民間団体との協力も願わなければならぬわけでありまして、これが非常にむずかしい問題ではありますけれども、この第三部会の答申については、特に政府のほうでその気になっていただかないと、その実は容易にあがってこないんじゃないか、こういうふうにお考えおられるのですか、総理、この点についていかがにお考えでございますか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は第三委員会会の答申も拝見し、そうしてまた、私は日ごろ公明選挙運動につきましては、できるだけ予算を組もう、こういうのでやつて参つております。昨日もお話し申し上げましたごとく、一昨年は一億ばかりでございます。今度地方を入れまして七億くらいになっております。私は、今度の選挙につきましては、公明運動を積極的にやつていきたい。要すれば、予備費を出すとか、こういう気持ちで進んでおります。

○基政七君 それでは、大体私の時間でございますから、ぜひその点は、今日現在でもそれはすでにやらなければならぬ問題です、私は、たいへん政治の明朗化のために、公明化のため

に大事だと思ひますから、ぜひ総理のほうでもお考えいただいて、この公明化運動についての推進のために、一大御奮起をこの機会にお願いを申し上げて、御希望をしておきたいと思ひます。

○中尾辰義君 質問が重複いたしました。ではなだ恐縮でございますが、若干総理にお伺いしたいと思ひます。それで、先ほどから答申案の尊重論について、ずいぶん論議がございましたが、要するに、政府案が答申案よりかなりつぱにできておればこれほど問題にならなかつたと思ひます。答申案より若干内容が落ちておる、改悪のほうに修正を加えられておるといふわけで、まあ問題になっておるといふ点、私は、これはこう思ふのですが、答申案の尊重論は抜きにいたしまして、お伺いしたいと思ふのですが、やはり一つの法律というものを改正するに、何のために改正をするのか、改正をする目的というものがございまして、じゃ、公選法の改正の目的は何か。それはまあ言うまでもなく、買収、供応等の悪質な違反をなくして、明るい選挙にしたい、こういうわけで選挙制度審議会を作つてその答申案が出たわけですから、ところが、その答申案に政府が再修正を加えて、その政府の修正案にさらに自民党の四項目に基づく修正を加えられた。そして、まあ国会の会期末があと一週間くらいしかないときに、まあさうだらけになって息せき切つて当参議院の地方行政委員会に姿を現わした。そしてさらに、われわれ野党が協議いたしまして、四派共同いたしまして再修正を申し入れたところ、それが、それもどうも工合が悪いという

わけで、私も非常に不満を持つておるわけですから、そこで総理は、この法律案ではたして所期の目的を達成することができるのかどうか。まあ選挙区の区割りの問題あるいは公明選挙の推進の問題もありましようけれども、それは別にして、この法案のみについて、ひとつお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど来お答え申し上げましたように、今の選挙法では、さし向き参議院の選挙におきましても非常に不便だと思ひます。ポスターとか、いろいろな点から申しまして、で、私は、そういう点につきましては、これは各党一致して御賛成だと思ひます。ただ問題は、連座制の問題、高級公務員の問題、そして政治資金規正の問題等ございまして、少なくとも今の状態よりも今度はよほど進んでおると考えます。したがって、これが万全の、どこの法律よりもいいとは思ひませんが、少なくとも今の状態ではよほど改善せられてゐる。しかもまた一方では、審議会で審議を続けていたつていただく上におきまして、今後のあれから見まして、また、これを改善する機会もございまして、ただいまはこれでひとつ進んでいって、よほどよくなつたと私は考えております。

○中尾辰義君 不完全ではあるけれども、何とかこの際お願いをしたい、こういうわけですが、そこで私がお伺いしたいのは、二月ごろの新聞に、大野副総裁がこういうことを言つておられる。選挙をやつたことのないしうとの理想案だから困る、また大平官房長官が、あの改正案だと、評論家のように偉い先生ならいざ知らず、われ

われ凡俗は選挙に出られない、こういったようなまあ人を食つたような放言をしておられる。これは笑い話といへばさういふふうにとれないこともありませんけれども、やはりこういうたような考え方、まあ言葉は言い過ぎになりまうけれども、選挙法なんかあまりさうわつてもいいくないのだ、こういうような考えが自民党諸君の多数の中に底流しておるのではないか、こういうふうな考え方もあるわけですから、この点について、総理は、自民党総裁として、どういふふうにお考えになりますか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) これは全体の話を見なければ言えませんが、けれども、御両人とも選挙法の改正につきましては非常に熱心で、しかも、今回これをぜひ実現さそうと努力しておる方々でございまして、私は、真意はこの法案を実現したいという気持ちに変わつておるのではないかと存じておるものであります。

○中尾辰義君 そこで、この公職選挙法という法律に対するとおの政治家の考え方ですね、要するに、今主権在民でございまして、やはり有権者が一堂に会して国政を運営すると、そういうことは実際問題として不可能だと、ですから、主権を持つ一人々々の国民が選挙を通じて、そうしてわれわれの代表を出す、代表になつた者にひとつ国政をゆだねようじゃないかと、こういうことになっておるわけですね。そこで、選挙法というのはむしろ国民のものじゃないかと、こう思ふのです。ですから、国民の立場というものを第一に尊重しなければならぬ。それを選挙されるほうが勝手にこれをひねり

回して違憲だ合憲だと、すつたもんだでやつとできたわけですが、やはり選挙法に対する観点そのものが間違つておるのじゃないかと、私はまあさういふふうにお思ふのですが、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) あらゆる問題はみんな国民のためのものでございまして、何も、選挙法が国民のもので、ほかの法律その他がそうでないといふわけじゃない、全部が国民のものでございまして、われわれはその国民にかわつていろいろな制度を設け、あるいは行政を監視しておるわけでございます。選挙法だけじゃないのでございまして、やはりさういふ気持ちで、国会におきまして、国民のものであるという気持ちで御審議願つておるのであります。ただ、さういふ問題につきましては、やはりわれわれもそのときと場合によりましての学識経験者の意見も聞いて国民のものにしなければならぬという考えで審議会を設けてやつたような次第でございまして、あくまでわれわれは国民のために、国民とともに進んでいかなきゃならぬと思ひます。

○中尾辰義君 まあ答弁は承りましたけれども、必ずしも総理の御真意じゃないのじゃないかと、私はさう思ふのです。ほんとうに自由民主党の総裁として、総理大臣として、この選挙法じゃさういふ抜け穴があると、どうしてもさういふお考えになるならば、かつて総理は、経済のことは私にまかしてくれと、さういふ強い確信も申されたわけですから、むしろあのような強い指導力と確信を持つて党内の調整に当たるべきではなかつたかと、総理

に当たるといふことは、さういふ強い指導力と確信を持つて党内の調整に当たるべきではなかつたかと、総理

のために私は非常に遺憾に思うのです
がね。

そこで、問題点もずいぶん論議もあ
りましたけれども、二、三お伺いいた
しますが、この政治資金の問題です
が、国または地方団体から補助金、負
担金、財政投融資の援助を受けている
会社、法人等は、政党や協会等に対し
て寄付してはならない、これが出てい
るわけですね。ところが、答申案は、
当該選挙に關してと、こういうことを
入れたということで、これはどうなん
ですか。選挙のためなら悪いけれど
も、政治のためならよいというこ
となんです。選挙献金と政治献金の
見分け方ですがね、これは私ももし
うとから考えてみても、はなはだ
むずかしいのじゃないかと、かえって
警察当局や検察当局を迷惑させるだけ
じゃないか、こう思うのです。この見
分け方といいますか、判断の仕方とい
うものはどういふことが基準になるの
か、総理にひとつお伺いしたいと思
います。

○国務大臣(池田勇人君) なかなかむ
ずかしい問題でございまして、政党は
政治活動をし、また選挙を応援する、
また政治家も自分自身も政治活動を
し、そうしてまた選挙もやる、その
けじめはなかなかむずかしい問題で
ございますが、しかし、大体におきま
して、政治資金と選挙資金というのは理
論的には区別できるわけでありまして、
理論的には、実際問題としてどうする
かというところはなかなか困難な問題だ
と思います。したがって、そういう
問題を困難だからといって、全部網
を掛けてしまふということになります
と、なかなか今の日本の社会経済情勢

から申しますと、必要な政治資金も得
にくい、こういうことになりますの
で、私は政治資金規正法が完備される
までは、今のよう選挙に關してとい
うことでいくよりほかにはいたし方な
いのじゃないかと思ひます。

○中尾辰義君 今の件につきまして、
警察庁長官の御意見を伺いたいので
す。それと法務省の刑事局長のひ
とつ……

○政府委員(柏村信雄君) ただいま総
理大臣からもお述べになりましたが、
理論的にははっきりと分け得るものだ
と思います。実際にあつては、具体
的に検討をしないとなかなかむずかし
い問題があると思ひます。

○中尾辰義君 刑事局長、どうで
すか。

○政府委員(竹内壽平君) 考え方とい
たしましては、ただいま総理並びに警
察庁長官からお述べになりましたとお
りでございます。はつきりと觀念的
には分け得るものでございます。ただ
選挙に接近した場合に、それが政治資
金とみなされ得るか、あるいは選挙の
運動の資金であるというふうに見られ
るかという、その区別になつて参りま
すと、事実問題といたしまして認定に
困難を感じる場合がありますと思ひ
ます。

○中尾辰義君 認定に困難なものをや
はり法案として成文化しますという
と、政府は選挙違反をやれと、こうい
うような抜け穴があるのだと動長して
いるみたいに私は思ふわけなんです
が、こういうところをもう少しはつき
りすべきじゃないかと、これは世論の
声もたくさんあるわけですね。いかがで
すか、総理大臣。

○国務大臣(池田勇人君) いや、これ
ははっきりいいたしたいと思つていろ
ろ研究はしておるのであります。した
が、いまして、先ほど申し上げましたよ
うに、政治資金規正法の問題等々と勘
案しまして今後十分検討していかな
きゃならぬと思ひます。ただ今の場
合におきまして、今までの法律よりも今
度のほうが政治資金というのことに對し
ましての制限は強化したわけではござ
います。その点でひとつ御了承願いま
して、このむずかしい問題は今後十分
検討していきたいと思ひます。

○中尾辰義君 それでは、そういったよ
うな法理論は別といたしまして、や
はり国または地方団体から補助金を受
けておる、交付金を受けておる、こ
ういふ金は相当膨大な金額に上ると思
うのですが、その補助金なり、交付金な
り、負担金、そういったものを受けてお
る団体——つまり、この補助金とい
うのは一体だれのものかといふと、
これはわれわれの税金ですね。税金を
補助金としてもらった団体が、どうも
ありがたうございまして、お世話にな
りましたというだけで、その金をまた
政党に献金をするというのでは、どう
も私は納得がいけないんじゃないか。
そういうところ、腐敗政治、腐敗選
挙というものの原因が根ざしている。
まあこういう笑い話もあるんですよ。
一千万円の補助金を受けたというわ
けで、それ上京じゃ、それ陳情じゃ、
それ宴会だといふわけで、運動費を五
百万円ばかり使つた。で、まあ残りは、
補助金を受けたのは五百万円だと、
こういうふうなことになるわけですね。
ですから、私は、むしろこういう国
から補助を受けているような団体は、た

とえ政治資金であっても、それは國民
の税金の金なんだから、やめたほうが
いいと、こういうふうにはつきりとす
べきじゃないか。こういうところは私
はなはだ理解しがたいんです。この
点ひとつ総理にお伺いしたい。

○国務大臣(池田勇人君) そういう点
がございまして、そういう会社から
選挙資金を出してはいかぬ、受け取
てはいかぬということにしたわけ
です。ただ、大きく政治資金と申しま
す。今の現状から申しまして、補助金
を少し受けているからといって、こ
れは一般民主政治の發達に貢獻しよ
うという政治活動に對して一切タッチ
できないということもいかなるものか、
こういうので、今回は、選挙資金につ
きましては、そういうものはいかない
ということにいたしましたわけござ
います。

○中尾辰義君 そういうふうな税金の
補助金を受けておるようなものは、政
治献金をする資格がないと私は思ふん
です。それから、もう一つおいてまた出したん
じゃ、それじゃどうも、元も子もなく
なつてしまふ。で、こういふような
ことが、後援会の寄付禁止の問題にも
同じようなことが言えるわけですが、
後援会の寄付禁止の件については、こ
れも政府の原案のほうは、当該選挙に
關してということを入れた。これはど
うもはつきりしないから、三カ月とい
うワケをはめた。つまり、任期の満了の
前、九十日から選挙期日までの間は、
後援会の選挙区に對する寄付の禁止、
供応接待等をしてはならぬと、こうい
うふうになつておるわけですが、それ
では九十日以前ならばよろしいのか。
それは九十日以前はよろしいわけ

すね。

○国務大臣(池田勇人君) それが事前
運動ということになりますと、これは
期限はないわけでございます。供応そ
の他が事前運動に當てはまる場合は、
これはやっぱり違反でございます。

○中尾辰義君 まあ後援会が最近是非
常に流行でございまして、それはまあ
ひどいのがございまして、わずか百円
ぐらゐの会費でもつて、千円ぐらゐの
料理を出す宴会をする、婦人におみや
げを持たしてやる、あるいは映画や観
劇その他に招待をするといふことはも
うあちこちでやつてゐる。選挙のベテ
ランになりますと、まあ三カ月以内
はちよつと工合が悪いから、それでは
四カ月以前にちゃんと手配を済まして
いく。まあくろうとならばそういうよ
うなことはやるでしようね。この点が
どうも私は抜け穴のようになつてしま
す。これは抜け穴になつてませんか。

○国務大臣(池田勇人君) これは、こ
の事前運動に當てはまるのならもう抜
け穴になりません。それから事前運動
でも何でもなし、ほんとうに後援とい
う意味でやるのなら、これはある程
度、今の社会情勢からいってはやむを
得ないのじゃないか。では、いつから
にするか、取り締まることを、とい
ふことになりまして、やはり期限があつ
たほうが、私は法を守らす上からい
つても適当じゃないかという考えでござ
います。

○中尾辰義君 事前運動になれば取り
締まると、まあこうおっしゃつたわけ
ですが、それならば立候補の意思をま
だはつきりしていないというふうな
人がやつた場合は、これはどうなるわ
けですか。立候補するかしないかまだわ

からないけれども、まあ心の中ではそう思っているけれども、警察が調べにきた場合に、おれは何も立候補すると言っていないじゃないか——大体後援会を作る人は、立候補の意思のない人は作りませんよ。後援会組織というのは、選挙に当選させるためのひとつの組織ですから、立候補しない者が後援会を作った、その金を使う、そんなばかなことをする人は一人もないですね。この点はいかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 具体的な問題でございますから、警察庁あるいは……

○中尾展義君 ええ、じゃ、柏村長官でけっこうです。

○政府委員(柏村信雄君) これも、先ほど総理大臣お述べになりましたように、事前運動と認められる証拠が出て参りますれば、これは当然違反ということになるわけでございます。

○中尾展義君 まあそんな証拠の出るような、そんなへまをやっていたのじゃ、もうこれはその効果もないし、また、そういうようなへまをやるような人ならば、当選なんかおぼつかないと思はるのですが、その問題は一応それで打ち切りますけれども、次に、連座制の問題です。これも基君のほうからもういぶん質問がございましたし、ただ、私がお伺いしたいのは、連座の問題ですね。これが違憲になるか合意になるかでもって、ずいぶん審議を尽くされている。ところが、国民の世論は、当然、総括責任者あるいは出納責任者、そういう人が懸賞違反をした場合には、自然失格にしてほしい、まあこういうような世論も相当あるわけ

です。そこで憲法三十一條は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」、三十二條のほうは「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」、まあ、こういうふうにあるわけですから、この点について、先ほどから法制局長官の御答弁もあったわけですが、これはまあ違憲というわけですか。長官、お伺いしたい。

○政府委員(林修三君) 直ちに違憲とはつきり断定することも問題でございます。まして、先ほど申しましたように、憲法三十一條は、まあ、形式的にいえば、そこにあるように、刑罰を科せられないということでございます。連座というものは必ずしも刑罰ではございません。形式上の刑罰ではございません。そういう意味において直ちにそこにはひつかかるかということになると、そう断定的には言えないと思ひます。ただ三十一條や三十二條の趣旨からいって、やはりそこに認定問題が入っている部分がございます。つまりそれが主宰者、出納責任者あるいは地区主宰者等については、これはやはり当選者のほうにおいても、当然言ひ分があるはずで、それは認定問題がどうしても入ってくるわけですね。そういう認定問題が入るものについて、当事者が何ら関与できない、あるいは言ひ分を述べるチャンスがない、あるいはそれを訴訟上争う手段がないというようないかどか、そこには相当な問題がある。当選者や適正な手続として問題があるんじゃないか、そういうことでやはりこれは当事者がそこに争ひ得るチャンスを設けておくのが、憲法全体の趣旨

から至当じゃないか、かように考えておるわけでございます。

○中尾展義君 そこで違憲、合憲の問題は、これは最終的には最高裁まで持っていくなければならぬけれども、ただ国民が問題としておりますのは、現実の面において、当選者が、あるいはその参謀が違反をしたと、それで刑事罰がきまつて、さらにまた裁判官が裁判をするという、一審、二審、三審、大体七、八年か十年ぐらいかかるのじゃないかと、そして候補者は涼しい顔をして議席を持っておる、ここに不満があるわけですがね。かりにあなたがとおっしゃるとおり、これは合憲であると、違憲であると、こういうふうに一歩引き下がって考えた場合に、それではこの矛盾というものをどうするの、裁判が十年もかかったのでは間に合わないじゃないか、その間に二回ぐらい選挙をやっている、この矛盾をどうするの、この点についてひとつ総理にお伺いいたします。

○国務大臣(池田勇人君) 違反があつて、それが裁判にかけられて長くかかる、で、全然としてまた再選、三選されて出てくる、これはいかぬじゃないかと、お話をとおりであります。だから、やはりそういうことにつきましても、早く裁判を確定するように努力すると同時に、そのものとやはり違反のないうちにひとつ公明選挙運動でいくよりほかにないと思ひます。

○中尾展義君 百日程裁判という規定がございまずけれども、それはやはり実際上むずかしいことであつて、しかも、先ほどから私が質問をいたしておりますように、政治献金か選挙の献金かはつきりしない、そういうやむや

の法案を作つて、そして警察、検察当局がこれを調べる、そういうところにまた裁判が長くなるのです。これは実際問題として、百日でやれといつても、百日でできないようになっておるのですからね。そういう点はひとつもう少し慎重に考えるべきじゃないかと私は思ふわけですね。

それからこれは、答申案のほうにも関係あるわけですが、選挙期間が、今度は二十五日から二十三日になったわけですが、何のために二日間削つたのか、全国区なんかとも二十五日でも一ぱい一ぱいなんです。一ぱいじゃない、足りないのです。それにまた二日間削るといふのは、どうも私は納得できない。これは自治大臣にひとつ……

○国務大臣(安井謙君) これは今の二十五日がいいか、二十三日がいいか、いろいろ議論があるであらうと思ひますが、今のあまり長い期間をうけた選挙の期間を持つことはどうであらうという、いろいろな世論もあつたように存じまして、これはひとつ事務的に見て、これならでき得るし、選挙期間もこの程度でよからうといったようなことで、主として答申の線を尊重して、これならばおかしくあるまいというので取り上げたわけでありまして、非常に絶対の根拠というものはこれにはないと私は思つております。

○中尾展義君 答申案のほうには、それは事前運動を認める、事前運動を百日程認めると、それならば私は二十三日はわかるけれども、それを今度は、修正案で事前運動は削つて、そうしてまた二十三日に持つてきたんでは、これはもうとても全国区あたり忙しくてではしません。そうすると、結局、金

でひとつやれと、地下運動を促進してあるみたいには私は思ふ。これならば私は非常に自民党向きじゃないか、こう思ふのです。社会党の諸君も反対いたしておりますし、われわれ公明選挙を推進する者は、堂々とひとつ言論でもつてやれば、全国区は県が幾つあります、四十何県あると思ひますが、一日で二県くらい回らなければ回れない、こう思ふのです。その点どうなんですか。

○国務大臣(安井謙君) そういう意味からいいますと、これは五、六十日かけたほうがいいじゃないかという議論も出ようと思ひます。やはり選挙の期間というものは、なるべく短くやつて能率的にやれというのが答申の主たる御趣旨でもあつたように思ひまして、この各方面の意見を尊重して二十三日という、わずかに二日でございますが、縮めたわけでございます。

○委員(小林武治君) 矢嶋委員に申し上げますが、審議の都合上、質疑時間を十五分に制限して質問をお願いしたいと思ひますが、もし御異論があれば……(それはいかぬ、委員長「横暴だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 十五分に制限して許可します。

○矢嶋三義君 本委員会としては総理は初めて御出席になられたわけで、かつては御病気をなさつて御出席をされなかつたので、この重要法律案に計画的に質問を構成して質問ができないことをはなはだ遺憾といたします。私は委員長に、委員長の気持を休してやりますけれども、あまりそうきつことをおっしゃらないように、前もって要望を申し上げておきます。きょうは総理への質問でございますけれども、この雰囲気

質問としては、総理以外に、法案の内容を解明する必要がありますので、他の方々にも質問をいたします。私も紳士的に内容的に質問いたします。答えていただき、委員長もその気持でおつていただきたいと思います。

まず総理に伺いますが、総理は次のごとく考えていると承してよろしいかどうか。それは、今の日本の選挙ではあまり金がかかり過ぎるから、総理として、総裁としても、それを体験をして、とにかく金のかからないような選挙としていかなければならぬ、政治資金の問題は最も大きな問題であつて、このたび答申を受けてこの程度にしたが、これでは決して満足できるものではない、したがつて、次の機会には、できるだけ早い機会に答申の線に沿つて善処すべきものと考えている、かように了承してよろしうございませうか。

○国務大臣(池田勇人君) 選挙に金がかかることは、選挙の公明に対してよくないことであり、できるだけ金がかからないようにしたい、そうしてまた、要する金にすぎない、やはり筋を明らかにするようにしたい、こういう考え方を保持しているのであります。したがつて、今後におきましては、それがいかに、今後の方針に研究を進めると同時に、審議会におきましても、御検討願ひたいと思つております。

○矢嶋三義君 法務大臣並びに警察庁長官にお伺いをいたしますが、選挙資金と政治資金を区別した形で法案が作られたので、その認定等に困難性があり、法の運用に苦慮をする。しかし、

総理の趣旨に沿つてこういう改正が行なわれた以上は、あなた方としては努力はするけれども、法の運用に非常に困難性がある。したがつて、この趣旨を生かすためには、近い将来に法の運用は容易な形に改正する必要がある、かようにお考えになつておられると承しますが、いかがでございますか。

○国務大臣(植木庚子郎君) 政治資金と選挙資金との関係等の問題につきましては、仰せのとおり、事実上なかなか認定困難な場合があるかと思ひます。しかしながら、それについては、十分証拠資料その他を検討いたしまして誤りなきように善処して参りたい、かように考えます。

○政府委員(柏村信雄君) 法務大臣のお話になりましたのと同じ考えであります。

○矢嶋三義君 総理に伺いますが、政治資金は、総理としては、個人献金を将来主体とすべきものだと考えておられる。それから国民は選挙等に際して届けられた支出報告書を信用していい。だから、うそを言わなくてほんとうに正しい報告がなされるようになる必要がある。たとえば、総理の前回の選挙は、選挙法定費用は六十四万二千八百円、ところが、届出は五十四万二千六百三十七円となつております。これで済んだとは何人も私は信用しないと思ふ。たとえば自由民主党の諸君でありましたならば、党から公認料として少なくとも百万円はもらつて帰るわけですから、それ以外に自分が所属している派閥の師団長から若干もらつて帰るわけですから、そこに政治資金と選挙資金の区別のむずかしいところもあるわけですが、いづれにいたしましても、

あなたに限りません、日本の政治家が法に基づいて届けられている数字というものは、国民はあまり信用してないと思ふ。こういう点はやはり、矢嶋も含めて、早急に国民からほんとうに信用されるようになることは何よりも大事だ、かように私は考えますが、総理も同感のことと思ひますが、念のために伺ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 政治資金並びに選挙資金が一般大衆個人から出されること、私は理想的だと思ひます。私も、わが党の国民協会を作ります。この政治資金の筋をはつきりするように、それからまた国民協会としては、主として個人本位にいくように私は指導いたしておるのであります。それから選挙資金の届出の問題でございますが、実はまことに申しわけないのであります。私は選挙のときに一切選挙区へ帰ります。人まかせにいたしておりました。出納責任者は私は正確に届けたと承知しております。したがつて、私もそれに署名したのであります。

○矢嶋三義君 それは聞きおきましよう。

警察庁長官にお伺いをいたします。この選挙法の解釈運用に困難性があるところも関係あると思ふのですが、選挙に対する取り締まりを見ていると、どうも警察としては、落選した人をねらう傾向がある。だから、日本の政界、政治家には勝てば官軍思想があります。この点は、僕は警察庁長官としては、その傾向があるということを確認すべきだと思ひます。そしてそれが是正を行なうべきだと思ひます。要求します。

それから特に地方選挙の場合に、警察官とその地域の有力者との関係から、あるいは人情がからむのか、法の運用が適正でなくて非常に遺憾な点がある。そこに地方選挙は非常にこれに波及するという傾向はきつて顕著だと思ひます。したがつて、私は警察当局としては、きつめて公正に対処し、特に地方選挙の公正に努力すること、日本の現在の選挙の実態から最も必要だと思ひますが、この点、御所見を簡単に伺ひます。

○政府委員(柏村信雄君) 法の解釈上、立証非常に困難な問題等もございしますが、取り締まりに對しましては、極力厳正公平にいたす考えであります。

なお、地方選挙におきまして、有力者との関係という点については、いふまでもなく、そういう点については、私を私は信じておられますが、今後とも十分に指導徹底をはかりたいと考えております。

○矢嶋三義君 日本の政治家は、選挙に勝てば警察の手は入らぬ、落ちたらたいへんだぞと皆言つてゐる。実践している。勝てば官軍思想があります。よ。あなた方自体、実態からいって、落選した人ばかりねらつてゐる。こういう点は誠に僕は是正すべきであると思ひます。確信を持って主張いたします。この点は要求いたしておきます。

次に、総理に伺う前に法務大臣に伺ひますが、衆議院の審議段階において、親族の違反の場合の取り扱いについて、ずいぶんと神経過敏な程度に取扱い扱われたようです。与党の修正段階において、親族の人で違反した者を取り締まるにあつては、特別配慮をする。まあ専門語でいへば、逮捕等のような場合には、請訓事項にする、こういうような希望事項が自民党の議員総会で確認されたに承つておられるわけですが、これが事実だとすれば、法務大臣は政党内で任用されておられます。そうしますと、請訓事項となると、それを通じて時の政治権力を持つてゐる内閣が、野党に対して弾圧の具にこれを供するおそれが出てくると思ふのですが、非常に重要な点と思ひますので、そういう申し合わせを了承していると思ひませんが、していない、そういうことはあり得ないといふことを、明確に本席でしていただきたいと思います。

○国務大臣(植木庚子郎君) 候補者本人の選挙違反事件が失格事由になる、あるいは総括主宰者、出納責任者の特定の選挙違反が、これがいわゆる連座事由によつて、したがつて候補者の失格に及ぶといふことは御承知のとおりでありますから、現行のこの場合におきましても、事重大でございませうから、十二分にこういう問題については慎重なる取り扱いをいたしてございませう。したがつて、今回の連座範囲の拡張に際しまして、従来の候補者自身の違反あるいは総括主宰者、出納責任者の違反の場合に準じて、いわゆる地区主宰者でありますとか、あるいは親族の場合でありますとかいふ場合には、族の場合でも、事重大と考えまして、できる限り慎重に取り扱つて参らうと、かような考え方でおるだけであつて、したがつて、それ以外に特殊な、特別な取り扱いをするといふことは考えておりません。

○矢嶋三義君 法務大臣に重ねて伺いますが、連座制の問題については、かなり答申案を大幅に修正されました。しかし、この改正案がかりに公布施行された場合に、その成果を上げるためには、すなわち審議会の答申を生かしていくためには、裁判の促進、すなわち選挙事犯については、百日以内に云々というワケがかかっているわけですが、実態はそうではありません。今後この各章が生きているように最大限の努力を法務省、裁判所当局でしなければ成果が上がらない。こういう努力をする確信を皆さん方はなさっているものと思いますが、この席で明確にお答えいただけますか。

○国務大臣(植木庚子郎君) 選挙関係の三事件の公判等につきましては、従来と異なる裁判のあの精神を体し、極力今後といえども努力をいたしまして、早い結着になるようにいたしたい、かように考えます。

○矢嶋三義君 法の第六条の第二項の改正から、今後は、各都道府県選挙管理委員会は、即日開票を義務づけられたものと考えますが、総理にお答えいただけますか。

○政府委員(松村清之君) 私からお答え申し上げますが、今回の第六条の改正は、即日開票を義務づけたものではございませんで、都道府県、市町村の選挙管理委員会が報道機関等を通じて、定期的に、まあ現在もやっておりますが、国民に対して開票の結果を知らせる努力をするような規定にいたしましたのでございます。

○矢嶋三義君 重ねて伺いますが、国民が選挙権を行使すると、その結果を早く、一刻も早くですね、主権者に知らせるようにしろということが、僕は

大精神だと思ふのです。幾らその管理委員会が報道陣に云々しても、開票の始まる時刻がおそくなればできないわけであって、この法の精神が流れていくところからすれば、これは不可能な場合はやむを得ないけれども、あとう限りの開票の方向づけを僕はこの改正法の精神はしているものと思ひますが、重ねて伺ひます。

○国務大臣(植木庚子郎君) もちろん、その開票を早くやるということが前提でございまして、まあこれにつきましては、特に一昨年の衆議院の総選挙のときに、即日開票をするところを非常によやまして、今度の参議院選挙でも、あとう限りの即日開票をするように努力をして参るつもりでございますが、今のところ大都市関係を除きましては、まあ大体そういう方向にいくのではないかと考えております。

○矢嶋三義君 総理に伺ひます。選挙制度審議会の審議態度には、総理は満足をしていらっしゃる、したがって、一年で任期が来ますが、どうも好ましくない答申をした、与党に一名を投じたから、だから、そういう委員を入れかえようというお考えは持たれておられないで、今の選挙制度審議会の委員諸君の審議態度には、総理としては敬意を表し、満足している、かように了承してよろしいかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、御熱心に審議せられた各委員に対しては、敬意と満足の意を表しております。

○矢嶋三義君 総理に重ねて伺ひます。選挙制度審議会が超党派的に発足をしたこの経緯から、国民の有権者の

選挙をやる際のルールである選挙法の原案の作成を委託をしたこの気持で、選挙制度審議会の答申を見るのが、基本的な問題として最も大切なことだと思ひますが、総理のお考えを、今後予想される答申に対処する基本的な心算が、必要でありますから、あえてお伺ひたい。

○国務大臣(池田勇人君) 心がまえは変わりありません。私は、あくまで法三条にありますように、審議会の答申を尊重する考えでございまして、

○矢嶋三義君 その前提に立つならば、答申が出て、政府案を作る過程、それから政府案ができて、衆議院に提出して以後の衆議院における審議過程におけるあなたをささえている与党の一部諸君の動きというものは、やわがまま勝手な意見が横行して、総裁をして困らせた、こういう点は総理としては私がお認めになられるだろうと思ひます。そういう姿というものは、近代的民主政党、組織政党としての体面上からいって、遺憾の点があり、日本の政壇をささえている与党の総裁としては、そういうことの今後ないよう

に、与党の本質改善をはからねばならぬという心境に総裁としてあられるものと思ひますが、お伺ひいたします。

○国務大臣(池田勇人君) 党内のご意見から、とやこう言いたくはございせんが、私は、わが党はいろいろ議論はしておりますが、党の全体の気持には異論はあつても、一糸乱れず、それに従つていくという昔からの風が流れております。

○矢嶋三義君 総理、もう一つこの点についてお伺ひしますがね、私は総理をとつちめようという気持はないんですよ。しかし、与党のあり方というのは、日本の政治に非常な影響性を持つております。それだけに質問の対象になるわけです。今度の選挙法の取り扱いにあつても、社会党にも派閥がありまして、お宅にも八個師団があるわけですが、その中の一部の人は、選挙法そのものよりも、池田いじめ、池田休制をゆるがすために、この選挙法をこうしてやろう、あしてやろう、参議院にこうちよっかいをかけよう、こういう派閥政治の角度から選挙法をな

がめているというところは、私は許すことができない点だと思ふ。この点、私は池田支持ですよ。それでは僕は組織政党、民主的な近代政党というものに資格の欠除するものがあると思ひます。総理の顔色が変わつたから、私の発言を認めていると私は判断するわけですが、この点について、総理、率直に日本の政党の前進のために、日本の政治の向上のために、謙虚に反省する面のあるくらの御発言があつてしかるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 民主主義のもとにおきましては、お互いに議論をし尽くし、そして相手の立場を十分尊重しながら議論を尽くすことは当然のことです。党内におきまして、いろいろの問題について、いろいろ議論があることは、私は、これを避けるべきではないと思ひます。大いに議論すべきである。しかし、全体としての考えをきめる場合におきましては、これはもうわれわれは多数決の原則によつて、そうして一糸乱れずいくことは、今度の選挙法改正の場合におきまして、はつきりいたしているの

であります。私は、政党内における議論は当然である、しかし、党としての意見はやはり民主的に、全体的にまとめていく、この方向で進んでおります。

○矢嶋三義君 与野党を問わず、党内で議論があることはけっこうです。しかし、それは前提として、常に公正であり、善意のものでなければならぬ。その点に私は遺憾の点があるように判断をしておりますから、あえてお伺ひをいたしたわけです。

次に伺ひたいところは、高級公務員の立候補制限の問題であります。ここで私は長々と論じません。ただ、総理にお伺ひしたいところは、これは憲法問題云々というのを言われておりますが、こういう審議会から答申があつた場合に、日本の政界において、官界において反省の色が出てこなくちゃならないと思ふ。ところが、こういう答申があつた後に、私はここで名前をあげることを差し控えますけれども、少なくとも数人、単数ではありませんが、複数の方々です。ある方は与党の有力、実力政治家と非常に密接な関係にある高級公務員の方が退職されて、むしろそういう実力者から勧められて退職をし、そして現にそういう元の官庁に関係のある建物に事務所を置いて、そして組織を利用して、活発に事前運動をされている、この姿は私はいけないと思ふ。過去どういふことがあつたというところは申しませんが、同僚の中にも元の高級公務員で、組織をフルに使つて立候補された方があります。しかし、その当時はそう議論になつていなかったもので、私はそういうことを問題にしません。しかし、政

党政政治家としても、また官界において、反省がなければならぬと思う。

これに対する総理の見解と、あわせて、最近、政府と補助金あるいは交付金等についていろいろと関係のある会社へ、政府の高官諸君が天下りして、人事があまりにも多過ぎる。これは御承知のごとく、人事院の承認を得ればよいということになっておりますが、非常にルーズになっておりますね。

だから、人間はどなたでも、それは人間の弱みがありますよ。今の事態を許すならば、その高級公務員のポストにあるときに、やっぱりその魚心水心で、私は政治、行政というものがゆがめられると思う。したがって、最近の高級公務員が関係のある会社、法人へ天下りしていく、あの傾向は、人事院規程というものを今より厳重にやる必要がある。このことを高級公務員の立候補制限とあわせて、この際、池田政治の指向するところを明確にひとつお答えいただきたい。

○国務大臣(池田勇人君) 高級公務員の立候補制限につきましての答申につきましては、いろいろ検討いたしました。が、先ほど来お答えしておるうちに、高級公務員なるがゆえに被選挙権を剥奪するということは、私は、法体系上非常に疑問がございます。したがって、公職員の地位を利用して、そうして選挙の事前運動をする、そういう事前運動あるいは地位を乱用することを取り締まることが先決だと考えまして、法案のごとく、御審議を願ったのでございます。

また、天下り人事につきましては、從來からいろいろ言われております。人事院規則によりましてある程度の制限、また人事院の意見を聞くことにいたしておりますが、これを、全部公務員の民間への就職をとめるということも実情に沿いません。したがって、今後は、今後ともこういうことによつて弊害の起こらないよう善処したいと思っております。

限、また人事院の意見を聞くことにいたしておりますが、これを、全部公務員の民間への就職をとめるということも実情に沿いません。したがって、今後は、今後ともこういうことによつて弊害の起こらないよう善処したいと思っております。

○矢嶋三義君 ここで総理への質問をちょっと一問はずして、衆議院のこの修正案提出者に一問いたします。

それは、あなたのところでは附帯決議を四項目にわたってされて、そうして内閣、行政府にげたを預けておられる。この中の第四項で「選挙運動の公営の拡大、連座制の強化、高級公務員の立候補制限、政治資金の規制について格段の努力をして、次の国会で云々」という決議をされているわけですが、この中の「選挙運動の公営の拡大」とか、「連座制の強化」とか、「高級公務員の立候補制限」とか、「政治資金の規制」という点は、四項目にわたって修正されたけれど、私は矛盾を思ふのですがね。こういう修正をしたので、心のうすきに耐えかねて、罪滅ぼしのつもりでこういう決議をされたのではないかと邪推いたします。それではほんとうの力ではないと思うんですがね。その点のところを、この修正者としてはどういう認識を持たれておられるか、簡潔にお答えいただきたい。

○衆議院議員(高橋英吉君) まあいろいろその点については議論がありまして、いろいろな議論をされているうちに、問題はますます複雑で深刻だといふことがはつきりわかったわけでありまして、したがって、これはもう今後、やはり真剣に、一そう詳しく研究しなければいけません。

ればいかぬ、検討しなければいけないというふうなことの結論になったものだから、そういうふうな附帯決議をしたわけでありまして、とにかく、まあむずかしいことだから、今後の……

○矢嶋三義君 矛盾を感じませんか、矛盾は。

○衆議院議員(高橋英吉君) 矛盾というほどではないですけれども、今申しましたように、ほんとうにむずかしい、われわれの理想と、それからまた現実とを調和する上に、これを法文化することはなかなかむずかしい、もつと研究しなければいかぬというふうな結論になったわけ、決して矛盾は感じないわけなんです。

○委員長(小林武治君) 矢嶋君に申し上げますが、時間がだいぶ超過しておりますので……

○矢嶋三義君 高橋さんに伺います、この決議の第四項にあるように、「選挙運動の公営の拡大、連座制の強化、高級公務員の立候補制限、政治資金の規制」等々については、選挙制度審議会の答申の方向に逐次これから努力していかねければならないことを、第一院としては確認をしているし、その線に沿って、今後内閣は格段の努力をすべきであるという要求をしている。かように了承してよろしゅうございませう。

○衆議院議員(高橋英吉君) 精神においてはそういうふうにとつていただいていると思ひます、答申の精神。

○矢嶋三義君 法務大臣にお伺いします。先ほど私は名前をあげないで、一般的に表現をいたしました高級公務員立候補制限の問題であります、答申と違つた形でここに法案が提出をされて

おりますが、この百三十六条の二、法案でいふ二一ページ以後ですが、これを厳密に読めば相当のものだと僕は思ふのです。したがって、私はこういふ席でありますから、名前をあげたり具体的な内容は申しませんが、そういう方というものは、この法案が成立したならば、百三十六条の二に該当するおそれきわめて濃厚である、幾ら私が遠慮してしゃべっても、該当するおそれきわめて濃厚である、かように私は判断いたしますが、法務大臣の御認識をお答えいただくとともに、罪人を、犠牲者を作らない意味で、警察庁長官も適當なる時期に、適當なる警告を発する、これは予防警察のあるべき姿だと思ふのですが、そういう角度から警察庁長官も、現状というものをいかように認識をされ、今後いかに対処されようかとされておられるか、それぞれの方々からお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(植木庚子郎君) ただいま御指摘の問題については、私といたしましてまだ何らの報告を受けておりませんが、ただいまの御意見に即しまして、今回の選挙違反等の取り締まりにつきましては、十分誤りなきように進んで参りたいと思ひます。言うまでもなく、審議会の答申の趣旨並びに国会における論議の状況等をも十分参酌いたしまして、法の運用に誤りなきを期したいと存じます。

○政府委員(柏村信雄君) ただいま法務大臣のお述べになりましたと同じ見解でございます。

○矢嶋三義君 総理に、要望も含めて申し上げますが、その方はもう五へん全国的にこの書面を出されておりますよ。相当な金だと思ふのだ、僕は。

これは高級公務員でも、そんな金でどこから出るだろうかと思ふ。僕のところにも来るのですよ。私どもも持っているわけですがね。こういう点は、僕はみずからも反省していただかなければならぬし、その人にも、通俗語でいえば、親分がついていられるわけですね。そういうことは謙虚でなければならぬと思ふのです。その親分さんという人は関係の一人ですよ。そういう点、僕は選挙制度審議会の答申をこれだけ変えられただけに、これはやはり反省自粛が必要で、総理、総裁としても適切な指導があつて僕はしかるべきだと思ふのですが、御所見を承ります。

○国務大臣(池田勇人君) 私は事実を知りませんので、よく取り調べまして善処したいと思ひます。

○矢嶋三義君 私が申し上げたような……

○委員長(小林武治君) 矢嶋君に注意を申し上げます。(質問時間の制限をすることについては、委員長理事打合せでやらなければいけない)と呼ぶ者あり、その他発言するもの多し。矢嶋君、もう一問だけに願ひます。

○矢嶋三義君 ちょっと待つて。質問を交えるのだから……、あなたの意を体してやるのだから……。

で、総理、まあ時間の関係もありまして、あまり個人的な名前をあげることは私は快しとしないので申し上げます。せんけれども、やはり総理もよくお考えされる必要があると思ひますので、この点はこれ以上は突つ込みません。総理にお伺いしたいことは、あなた、その最良の案というものが幾つもあるわけですね。政府原案を提出された場合に、衆参の本会議で、これは最

良の案でありますというのを速記に残してあるのです。これははっきり、私はここへ持ってきているわけですよ。それで、きょう他の委員の質疑を承けてみますと、ずいぶんと与党さんでこうひねり回されて、あなたも苦しんだらうと思う。そうしてこういう修正案が出てきて、まあ参議院の自民党の有識ある諸君も、えらい修正をしてきたものだ、これは再修正したいというの、これはもうここまで出てくるわけですよ。ただ、党人的な立場で言わないでね。こういう修正をされて、これは最良の案という、さっき他の委員に答弁されているのですが、それでは総理、一國の総理として、見識に欠けるところがあり、なお信念に欠けるものがあるのではないでしようか。提案されて半年もたないわけなんですからね。数カ月しかたっていないわけなんだから。だから、総理としては、総裁としては、答申からやっぱり後退しても、政府原案をきめたならば、政党政治ですから、それはやんちゃ者もおるですよ、中には、あなたの与党の中にも。そういうところを押えて統制をし統率をして、党内を、さらに閣内を、そうして政府原案で成立するように努力される姿が私はオソドックスで、あるべき姿だと思ふ。われわれ野党が政府案でいいこういふこと言っているのも、全くこれはおかしいことなんですね。総理としては、野党の支持に感謝すべきであり、反省を私には必要があると思うのですが、この点いかようにお考えになりますか。お答えいただきたいと思ふ。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど来申

し上げておりますと、おりに、修正案につきまして、第一の事前運動につきましては、これは私は、政府の原案から相当離れておると思ふ。しかし、問題の四つのうち三つは、政府原案の不明な点をはつきりしたのでございませう。私は政府原案を非常によがめたとかなんとかいうことに考えない。これは、はつきりしたというによりまして最良の案たる定義が動かないと思ふ。

○矢嶋三義君 総理は……。
○小林武治君 加瀬君に申し上げますが、加瀬君に、時間を十分に制限して質疑を許します。(それはおかしい)「まだ質問しているじゃないか」と呼ぶ者あり。
○矢嶋三義君 総理に伺いますが、定数は正の件ですね、これは人口と議員定数とのアンバランスを是正をする必要がある、と総理はお考えになっておられる。選挙制度審議会において早速にその答申があることを期待をし、その答申があった場合には、それを尊重し、可及的早い機会に立法院の審議を仰ぐ基本的態度であるということ、それから先刻来の質疑応答を承っておって私感したことは、総理としては、近き将来に比例代表制を加味した小選挙区制が総理個人としてはあるべき姿として好ましい、こういう見解を持たれておられるものと推測をしたわけであります。が、御答弁、御確認を願いたいと思ふ。

ついてどうこうと、あるいは比例代表の点についてどうこうという私の意見を申し上げることは差し控えたいと思ふ。

○国務大臣(池田勇人君) この定数の問題のアンバランス並びにその他の問題につきましては、審議会の答申が出ました場合に、政府として態度をきめます。今、私がアンバランスの問題に

万、三十五年の下半期の献金は十八億九千万、これは選挙があつた年です。で、選挙のない三十五年度上半期、四億五千万、三十五年度上半期の四億五千万と下半期の十八億九千万とを比べ、その差額の十四億四千万は、これは選挙に使われた金である。したがって、選挙資金だと、こう解釈してよろしいですか。

○国務大臣(池田勇人君) それはなかなか断定しにくいと思ふ。政党はやっぱり政治を、政治運動をやることを主体としたしておりますから、選挙があつた期間の分は全部選挙資金というわけには断定できないと思ふ。

○私にですか。
○加瀬完君 両方とも。
○国務大臣(池田勇人君) 私は、宏池会は、私の政治活動の後援会でございますが、総裁就任以来一度も行ったことはございませんし、会計も私は見ておりませう。

○国務大臣(安井謙君) 届出の内容は、明らかに政治活動のものだと考えております。
○加瀬完君 政党及び政治団体の選挙費用の届出中、それでは次の団体は次の金額を示しておりますが、間違ひありませんね。宏池会は今のとおり。それから十公会は一億八千万、新政治経済研究所は五千二百万円、岡山会が約二億一千百万円、第一国政研究会が約一億七百万円、これは自治省の資料でありますから、お認めになりますね。
○政府委員(松村清之君) 自治省の資料、あるいは官報によるものでございませう。間違ひございませう。
○加瀬完君 自治大臣に聞きますが、あなたが先日から説明しておりますが、助費、組織活動費、これは選挙費用として届け出であるのです。政治活動費ではないのです。御訂正なさいませうか。あなたが今、宏池会の内訳が、助費、組織活動費、交際費、こういうものは政治活動費とおっしゃった。ところが、届出は、選挙活動費として届けてある。あなたの答弁は違つてゐる。
○国務大臣(安井謙君) これはどこへどういうふうな届けたかは、私はこの前のあなたの御質問のときも、宏池会の内容を別に聞いたわけじゃなかった

のですが、組織活動といったようなものは一体どういうものかと言われるから、これは政治的に活動する費用である。それから、届出の様式に従って届出されたものの内容が政治活動の届出であれば、これはもう明らかにそう認める以外に方法はないということでございます。

○加瀬完君 法務大臣に伺いますが、選挙費用として届出されておるものが、個人のたとえば宏池会が百万円ずつ三十四人に援助費として渡してある、選挙費用として、ところが、もつた者は届け出てない。これは明らかに違反じゃないですか、どうですか。

○国務大臣(植木庚子郎君) ただいまの御質問だけでは、私ちょっと実態がはつきりいたしませんので、お答えいたしかねます。もう一度お願いいたします。

○加瀬完君 この前の委員会では、政治活動費として各個人に援助費として百万円ずつ渡したのだという御答弁であつた。この場合でも、選挙関係に使われたということが明瞭であれば、これは選挙の費用の届出の中に記載されておらなければ違法である、そういう疑いを持たれるという御答弁が刑事局長からあつた。いろいろ調べてみると、はつきり選挙費用として届け出ておる。選挙費用として届け出ておる。百万円ずつもつた者が、収入の中にに入れてなければ、これは明らかに届出の違反じゃありませんか。刑事局長、これは私の言うとおりでしょ。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの前提になります事実関係から申せば、それは仰せのとおりでございますが、

受け取った人が選挙資金として受けたのであつたか、あるいは政治活動の援助金として受け取つたものであるか、そういう点の事実関係が明らかにならぬと、直ちに違法視するわけには参らないと思うのでございます。

○加瀬完君 この宏池会なり十日会なりの届出は、選挙費用として届け出てあるのです。その選挙費用の内訳が、各個人に百万なり二百万なり行つていくわけですね。当然これは選挙費用として受け取つていられると認定されるでしょう。ところが、個人の届出の中には、それはだれも含めておらない。これは明らかに違法ではないか、前提がはつきりしておる。

○国務大臣(植木庚子郎君) ただいまの御質問の趣旨は、私にはこう解釈されると思ひます。いわゆるそれを渡した側の意思と、それを受け取つた側の意思に不一致があるように思ひます。そういういたしますと、これについては、その事柄の具体的な案件については、その事柄を明らかにしないと、直ちにいづれとも判定いたしかねる、このように考えます。

○加瀬完君 それでは、あなたのもつた分があるけれども、あなたはどのように判定されたのか。(発言する者多し)

○委員長(小林武治君) 委員外の方は、お静かに願ひます。

○加瀬完君 答えられないなら……。

○国務大臣(植木庚子郎君) 私は、当時の実態がどういふふうになつておつたか、今記憶いたしておりません。

○加瀬完君 ことほどさうに、政治資金といふものと選挙資金といふものは区別がつかません。これを「当該選挙に關し」というワクをかばせたりして、政治資金といふ大まかな分け方であれば、法務大臣自身がけりりと忘れるようなとぼけ方で、みんな逃げられるのじゃありませんか。これを総理大臣、どう思う。「当該選挙に關し」なんていうことは、今以上に金をもたらせてもいいということになると思ひませんか。

○国務大臣(池田勇人君) 今まで以上にもらうとかもらわぬとかいふ問題でなしに、われわれは、今までの選挙費用につきましても、制限を加えておりました。今回の改正によりまして、その制限を拡大しようとしておるのであります。政治資金なり選挙資金なりやというところは、非常にむづかしい問題です。だから、選挙費用にしてしまふという議論もございまして、政治活動といふことは、民主主義の発達に非常に必要なことでございまして、今、今の場合といたしましては、一応むづかしいけれども、政治資金と選挙資金を分けてやり、今後において、十分この点について検討を加えていこうというのが私の考えでございます。

○加瀬完君 今までは選挙費用と政治活動の費用といふのは分けてあるのです。分けておつて、政治活動であるべきものも選挙費用として全部使われていくわけですね。形式的にも届出は選挙費用、こういうやり方はさうだとはお考えになりませんか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、そういう問題に自分で携つておりませんので、具体的な問題につきまして答えるわけには参りません。

○加瀬完君 それでは例を申します。直接あなたの宏池会を開く前に、十日

会を例に出します。選挙費用として届出のある中に、組織活動費として、川島正次郎二千六十万、福田赳夫三千二百四十万、交際費として田中龍夫五百三十万、福田赳夫二百二十万、遊説費の名目で、福田赳夫四百四十万、川島正次郎三百六十万、こういう報告がされておる。これではまるでどんぶり勘定ではありませんか。これが選挙活動費の届出ですよ。こういう経理でフリー・パスしているわけですね。こういう経理報告のままで公明選挙が期待できるとお考えになりますか。

○国務大臣(池田勇人君) いろいろな事例はございまして、今後やはり選挙を公明にするために、そういう問題についても検討を加えていこう、そういう考えでおるのであります。

○加瀬完君 当然検討を加えるべきものがワクの外に押し出ているんですよ。現状を維持するような法案を政府みづからが作つていられるじゃないですか。答申がこういう点をきびしく取り締まろうとしておる、そのワクをはずしてしまつたのが政府じゃないですか。この点どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど来申し上げておるとおり、政治資金と選挙資金といふものはなかなかむづかしい、今後の問題を検討していこう、こういうことであるわけでありまして。

○加瀬完君 あなたがさういふお考えなら、答申案が尊重されなければならぬのに、答申案でワクをせつかくはめたものを、無理にこれを取りはずしてしまつたのはどういふ理由ですか。あなたの考えとそれじゃうらはらじゃないですか。反対ではありませんか。

○国務大臣(安井謙君) 加瀬さんの御

質問でございますが、この答申案におきまして、政治資金の、団体の政治資金を全面的に禁止しろとは言つていないのであります。これは要するに、特別の政府の補助を受けておるようなものについて、今度制限をしろ、こういうことなんでありまして。したがって、今御質問の点は、これはまだ将来根本問題として、いろいろ政治資金規正法の問題等とからんでこれは検討していかねばならぬということをして、ちよつと問題がはづれておると思ひます。

○加瀬完君 はづれているのはあなたの答申だ。答申は、政治活動資金までワクをはめなければ公明選挙はできないと、こういうふうになつていっているのです。あなたのほうは、政治活動資金は自由だ、当該選挙に關してだけ取り締まりの対象としようとした。そういうことをすれば、今言つたように、まるでどんぶり勘定でやつていことが大手を振つて通るわけですね。これでは答申案とはまるで違ふというわけですね。さらに質問を進めましょう。政府が、または与党が特殊な利害関係にある団体から寄付をもらうことは好ましいことだとお考えになりますか、総理大臣。

○国務大臣(池田勇人君) この政治活動といふことは、民主主義の上において必要なことなであります。だから、補助金と申しましても、その額にもよりますが、非常に大きい会社が、ある技術振興のために、何十億円という会社が補助金をもらつた。しかも、それは二、三百万円というときに、もうその人は、その会社は政治活

働のほうには全然寄付していないのだというところが、今の状態でいいか悪いという問題を考えては、よほどわれわれも検討を加えて、そうして国民協会等によりまして、政治資金あるいは選挙資金の公明化に向かつて進んでおります。したがって、程度の問題でございまして。だから、私は片一方において政治活動が必要であるという前提のもとにおきまして、何でもかんでも今すぐ縛ってしまうのだ、くくってしまふのだというとはいかがなものか、将来研究していこうというのが私の立場でございまして。

○委員長(小林武治君) 加瀬君、時間が過ぎておりますが……

○加瀬完君 それでは、あなたの後援団体である宏池会は、こういう団体から、以下述べるような金額を受け取っておりますが、次に述べる団体は、政府と何ら関係がございせんか。たとえば東京証券取引所正会員組合一千五百万、蒸溜酒懇談会一千二百万、西政会九百万、金曜会一千三百万、三友調査会七百五十万、財政研究会、これは自民党です。三千七百万、全国米穀問題同志会一千万、全国旅館政治連盟一千二百万、全国乗用自動車協会二千三百万、これらの団体は、政府の施策に無関係だと言われますか。

○国務大臣(池田勇人君) 宏池会は私の後援団体でございまして、会計経理の内容につきましては、一切存じておりません。私は宏池会の代表者でも何でもございせん。それから今の各団体につきまして、法に違反しているかどうかというところは、これは自治省でお調べ下さると思います。

○加瀬完君 その自分の後援会を、そこに行つたことがないから関係がないでは通らないですよ。寄付をした者もおれば、寄付の金額もあがつている。しかも、それぞれみな政府の法律あるいは補助金その他が政府の施策に全部関係がある団体です。たとえば全国旅館政治連盟というものは、これは政府から交付金も出ております。それから遊興飲食税の引き下げが本年度行なわれております。全国乗用自動車協会などに至つては、ガソリン税引き下げの資金として集めた金を自民党に献金しているのです。ガソリン税なり、あるいは自動車の運賃なりというものは、政府に直接関係があるのではないのですか。西政会、蒸溜酒懇談会は酒の組合です。本年度の酒税の引き下げはどうですか。関係ありませんか。そういう関係のあるところからみな献金が行つてくるのです。こういうことで公明化がプラスの方向に積極的に進められるとお考えになりますか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、そういう疑いは持ちませんが、とにかく政治資金を公明にするために、わが党におきましては、国民協会等によりまして資金の筋道をほつきりしよ、こういうふうな努力を今しているところでありまして。

○加瀬完君 それならば、今度の選挙法の改正で、なぜこういうところから政治資金を仰ぐことをきつぱりとめなうかというのです。

○国務大臣(安井謙君) いろいろ先ほどもお答えしましたように、答申の御趣旨は、御承知のように、政府から補助金をもらつてゐるとか、直接の関係のある団体からのこの政治献金は禁止

しろ、一般の団体からの政治資金を禁止するのはまだ時期尚早である、しかし、将来はこれをいろいろ検討して万全を期せよというのを、この答申の案でありまして、私どもは、それを採用しようと思ひましたが、今も御指摘のとおり、たとえば政府がやつております政治とか、あるいは全般的政策の問題というのは、多かれ少なかれ個人の、国民の、あるいは団体の利害に關係があることは間違いないわけでありまして、それを一々どこかにこれが政府と密接な關係があるとか、補助金というものに限定を置くかというところは、技術的にも非常にめんどろな問題であります。そこで、今これを一定の、政府が補助金を出してゐるという団体につきまして、中身を調べてみなければならぬか判定がつきにくい問題があるから、ひとまず、選挙につきまちは、実際さういふたことで明らかに補助金を出してゐるとか、関係の密接なものとは禁止しよう、そうして将来の問題としては、これを合理的なものにしましたように、これを合理的なものにだんだん持つていくのは若干時間もかかるし、技術も要するから、将来はそういうことを十分検討していきたいというの、ただいまのこの案を出しておる精神でございまして。

○西郷吉之助君 ただいま審議中の選挙法……(発言する者多し)……に關する質疑打ち切り……(まだ審議中だ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、議場騒然……の動議を提出いたします。

○委員長(小林武治君) ただいま……(何だ何だ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、議場騒然……討論

に……(異議なし)「賛成」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)〔午後二時四十九分委員長退席〕〔午後五時十二分委員長着席〕

○委員長(小林武治君) この際、特に加瀬委員の質疑を許可することに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林武治君) 加瀬君。非常に最後混乱いたしましたので、確認したいと思ひますが、一昨日でしたか、大臣が御説明をなさりました援助費あるいは組織活動費、そういうものは宏池会や十日会の場合は、選挙費用である、広い意味の政治活動費ではない、これはお認めになりますか。

○国務大臣(安井謙君) 項目の内容だけから申しますと、これは私は、選挙費になる場合、あるいは広い意味の政治活動費になる場合、いろいろあるやうと思ひますが、届出が、選挙費として今の選挙に届出になっておれば、これは選挙費というところに当然相なるやうかと思ひます。

○加瀬完君 そういたしますと、政治活動費というものと選挙費用というものは、届出の形式だけで区分けをする以外に区分けの方法はないということになりますね、今までは。

○国務大臣(安井謙君) 現在のところ、一応それによつて区分けをするというところにならうと思ひます。

○加瀬完君 これも先ほど指摘をいたしましたように、十日会の方の例をとれば、川島正次郎さんが二千六十万、あるいは福田赳夫さんが二千二百万、そういうふうなところが勘定で、これは選挙費用だということで届け出られて、

それがそのまま合法として認められておるといふやうな選挙費用の報告並びに使い方というものは、公明選挙という点から考えれば、相当これは考慮をしなければならぬ余地がある、そういう意味の政治活動費なり、選挙活動費なりというものは相当検討しなければならぬ問題を含んでおる、これはお認めになりますか。

○国務大臣(安井謙君) たとえば、その政治団体からある個人、領袖が相当の金額を受領してゐるということ自体は、幾ら受領しようとするかはかまわないと思ふ。それが個人の、その個人の選挙費用にそれをまるまる使つたとか、あるいはまるまるでなくとも法定費用の範囲をこして使つたということになると、これは明らかに不正ということになります。同時に、そういう個人が扱つた金、あるいはその全体の、選挙応援のための遊説費に使つたとか、なにかいふやうなことは、それはさうで使い道があるやうかと思ひますから、これはやはり実態を分析してみまさんと、ちよつといふとか悪いとかいう判断はできにくいと思ひます。

○加瀬完君 会派の選挙活動費として計上報告されたものが、たとえば二十万から二十二十万、二千二百万から二千二百二十万という大づかみだけで、その選挙費用がどう使われたかという明細は一切わからない、しかし、届出としてはこれは合法だということであれば、これは大づかみにだけか受けて、あとはどのように配つたか、配つた行き先、あるいは配つた御本人は何にも責任がないということであつては、これは公明選挙という点からいへば、明確な費用の使い方、あるいは報

告だと言われたいと思いますが、この点どうですか。

○国務大臣(安井謙君) 技術的に非常にむずかしい問題があるかと思いますが、今の建前でありまして、たとえ政治規正団体である後援会が、ある特定の候補者、その候補者に対して幾ら金を渡しても、それは自由である、受け取るほうも自由である、それを選挙にもし金を、法定費用以外にその個人の選挙に使ったということであれば、これは違法である、こういうことになると思います。

○加瀬完君 選挙費用として、その会派では計上しているんですよ、十日会なら十日会、福田越夫さん二千二百万円。ところが、その選挙費用の二千二百万円が、あとではだれにどう使われたという報告はないわけですね。しかし、今までそれで通っている、こういう通し方をしている、これは政治資金と言ったって、選挙資金と言ったって、同じように買収その他悪質選挙に利用される原因を作るようなものじゃありませんか。

○国務大臣(安井謙君) そういう金がもし個人の買収に使われるとすれば、それは明らかに違反であります。が、そうじゃなくて、今のたとえば同志の全国遊説のために班を組んで動く、あるいは特定の費用のために、自分の選挙でなくて、この選挙に関連して費用を使うというような場合も非常にあり得るわけでありまして、そういうような場合に、それが買収に使っているというのであれば、これは明らかに違反であります。それ以外の場合には、これはちょっと個々にどうだという判定は、現実の個々の問題でなければおろせないと思います。

○加瀬完君 選挙費用として計上しているんですよ、政治活動費用として計上してあるわけじゃないんですよ。届出の選挙費用なんですよ。選挙費用として届け出られたものが、どのような内容の選挙費用として使われたかということが明細にわからないような届出であつては、届け出てもこれは不備でしょう。

○国務大臣(安井謙君) これは見方の問題であります。たとえば三十五年の総選挙の際に、選挙費の届出の、ある人にとつては、たとえば千円とか二千万の選挙費用としての選挙献金というか、を受け取っている。しかし、自分の選挙費は、法定の費用の範囲内であるという届出をしている例もあろうと思ひます。こういうものは、現在の解釈では、やはり合法である、そのあとの残りを今何に使ったか、選挙費以外に使っているとか、持っている場合に、それを今届出のために明細を記す必要はなからう、こう思ひます。

○加瀬完君 私は、合法、非合法を言っているのではないのです。合法です。届け出て受けつけているのです。から。しかし、二千二百万の二千二百万のという金が、一人の人の受け取るだけで手渡されておつて、選挙費用という名目でありながら、その明細は一切わからないという、その届出の方法、あるいは現在行なわれている選挙費用の届出の通例認められている内容というものは検討の余地があるだろう。なぜならば、選挙費用でありますから、選挙費用の末端に至る明細までなければ一体費用超過したのかわからないのです。広報活動等の

政治活動に使ったというなら、あなたのおっしゃるとおりでいいですよ。選挙費用として使ったという届出であつて選挙費用は川島正次郎が二千二百万というだけでは、どうにもならない。あなたさっき遊説とかなんと言つてあれけれども、たとえば福田越夫さんの場合なら全部に関係しているんですよ。組織活動費には二千二百万、交際費には二百二十万、遊説費には四百十萬、一人の人がこういうつかみ金でもってどんぶり勘定で受け取つて選挙費用ですと、それはどういうふうにならばしたかということが明確にならなければ、これは疑つてみれば切りがないでしょう。そういうような使い方政治資金というものは選挙費用に使われておりますから、答申のほうでは政治活動資金そのものは規定をしない、これは公明選挙は期することとができな、この指摘をしようと思ひます。ここに理想選挙普及会、市川房枝先生のおやりになつておる会が発行したパンフレットがあります。これで見ると、先ほど言ったように、宏池会は百万ずつを三十四人に渡しているんですよ。名前を言つてもいいですよ。そこらにさつき並んでいた人だつてみな関係している。三十四人が百万ずつもらつておつて、それは選挙費用ということになつておるのに、先ほどから言うように、今度は選挙費用の収入の部のほうには記載をしておらない。しかし、それは慣例として今まで通つた、これからは慣例であらうというものであれば、「選挙に關し」というワケを幾らはめたつて、やはり政治活動資金と選挙活動資金というものはごっちゃになつて、受け取り方あるいは渡し方

によつて答申の意圖しているような方向にあるいは政府が御説明するような方向には効果を現わすことはできない。このように思ひますので、くだいすけれども念を押している。これらの点はまだ研究が御不足のようですから、十二分に研究して、これは区制その他もつと根本的な選挙法改正の問題が出たときには、あるいは政党法といたつたようなものが考慮される場合は、政治資金全般についても十二分に考慮をしていただけるものと了解してよろしくございませう。

○国務大臣(安井謙君) その点につきましては、私休憩前のときも御答弁いたしましたように、答申の線におきましても、今回は、その選挙資金の届出の内容をこの区別しろとか、こういうことにしろという方針は述べられていないのでありまして、これはあくまで政治献金についての一定部分の政府献金というように政府の補助機関といったようなものについての制限をしろという趣旨でありますので、この答申案にそれをさらに選挙に關してというものに縮めた形で出しておるわけでありまして。しかし、この法案とか答申の線と全然別に今御指摘のようないろいろの問題を生ずることは事実だろうと思ひます。したがつて、今お話しのように、今後政治資金の規正とか、あるいは政党法というやうな問題が議論されます場合には、また、これは審議会でもいろいろ御議論にならうと思ひます。また、そのなりました点を十分われわれも参照いたしまして今後とも検討を進めていきたい、こう思ひます。

○加瀬完君 答申案は今私が指摘して

いるような点も問題にして規正しなければならぬと言つておるんですよ。ですから、選挙活動資金だけではなくて政治活動のための寄付金までも特殊な条件でワケをはめていかなければだめとおっしゃつておられるわけでしょう。もつと質問を、時間がありませんから進めますと、こういう問題はどうか。都市銀行有志から一億三千六百五十万、これは自民党だけに献金しております。三十五年の下半期です。それから日本証券業連合会から四千万、石油連盟から五千六百七十五万、私鉄経営者協議会から五千万、日本造船工業会から四千三百五十万、日本船主協会から四千四百万、自動車工業会から三千九百四十四万、その他さき言つた全日本乗用自動車あるいは全旅館連盟等から多額の寄金が特に自民党関係に多く行つてゐる。これはみんなそれぞれ政府の政策あるいは法律等に關係のある団体です。こういう団体からこのやうな多額の寄付を受けることは、答申の線からいつてもこれは十二分に考慮を要する問題だと思ひになります。答申の線からいつてもこれは十二分に考慮を要する問題だと思ひになります。答申の線からいつてもこれは十二分に考慮を要する問題だと思ひになります。答申の線からいつてもこれは十二分に考慮を要する問題だと思ひになります。

○国務大臣(安井謙君) 私は、今のやうな点は、先きほど申し上げましたように、政府の政策そのものはすべて国民の生活あるいは団体の生活に關係のあることなんでしょうが、それを極端に持つていけば、今度は各人の税金が下がつた、その下がつたというところで個人の献金をやることもおかしいじゃないかという極端な議論にも極端に言えはなからぬと思ひます。したがつて、その区別をつけていくと

いうことがなかなか私は非常にめんどろな問題だと思ふんです。しかし、これは何回も言っておりますように、そういった非常に関連の深い団体からは、あるいは関連が深くなくとも団体というものの献金は、なるべく差し控えるように今後は徐々に直していったほうが良いと、理想は私もそう思っております。また、総理もそういう線で考えておられる。ただ、現実の政治として今一歩にそういうものをばたばたと片づけていくわけにはなかなか参らぬから、これは今後十分検討していききたい、こういうふうに思っております。

○加瀬完君 答申案はばたばたと片づけないければ公明選挙は明し得られないと、こういう答申です。あなたのおっしゃるようにばたばたと片づけていって選挙もやれないという受くべからざるどころから資金を受けなければ選挙がやれないという選挙のやり方は、これは政府としても反省しなければならぬ問題だろと思う。たとえば昭和三十四年度にテンサイ関係の会社から自民党は献金を受けています。そうしてテンサイ振興法を通過している、そのときに、今度は五千万くらいですけれども、この前の私鉄の運賃の値上げの場合には一億をこえる献金が私鉄関係からありました。それで私鉄運賃というの値上がりも通っている。旅館、飲食税というものが下がっている。こういうことであれば、献金と政府のあとから作られる法律あるいは補助費というものが結びつければ、国民は疑惑を受けざるを得ませんよ。瓜田にくつを

入れずということであれば、答申のようにもう少し個人の献金とか関係のない会社とかに制限をして、今の選挙ができなくなるからといってこういう関係の会社から野放図に金を受け取ることは、これはもつと姿勢を正すべきじゃないですか。

○国務大臣(安井謙君) 今の選挙ができないから野放図にこういうものを放任しておくというのじやないものでございまして、たとえば船主協会にいたしまして、あるいは旅館組合といったような組合団体については、今の答申案でも政治献金を禁止する精神だとは私も思わぬのであります。これは政府から直接補助をもらっておるような団体について禁じる、こういう話だったが、その範囲をきめるのがなかなかめんどろだから、短時間でなかなか現実にもむずかしいから、とりあえず選挙を前にしてはまず選挙についての献金を禁じよう、こういうふうに考へておるのであります。いろいろな各種団体が、これは自由民主党に限りません。社会党にも民社党にもそれぞれに應じた献金はそれぞれ現在までもあるわけでありまして、これはしかし、何らかの関係で政党なり政策に關連がないというものは、これはおそろしく詰めていけば日本じゅうなかろうと言ふこともできます。しかし、そういうような関係がありますから、将来の問題としてはこれはもう団体は禁じたほうが理想であるというふうにわれわれも考えます。しかし、それは今直ちに全部ばつさりやれというふうに答申も言っておるわけじゃありませんし、また、われわれも現実のこの世界で政治をやっていきますために非常に

いろいろな費用がかかることも事実なものでありますから、そういうものもは今後ひとつ合理的に検討しながら漸進的に合理的なものに持っていくべきで、こういうふうに考へておるわけであります。

○加瀬完君 現在の昭和三十五年の下半期の選挙の、総選挙のあったときの期間の献金の中で、政府の交付金補助金その他いろいろの利便を与える関係の筋から、たくさん献金を受けておるじやありませんか。ないとは言えないでしょう。

○国務大臣(安井謙君) 中にあると思ひます。そういう問題につきましましては、少なくとも今度は政治献金については、これを禁ずる、こういう建前を今度の法律はとったわけでありまして、これはたしか言われまふように、政治資金とこの選挙資金というものは、現実においてなかなか区別しにくい面はたしかあります。これはですから将来十分検討もされ、合理化もされていかなければならぬと思つておりますが、今すぐこれを全面的に及ぼすという、今すぐこれを全面的に及ぼすというふうには思つて、とりあえず範囲を選挙に限つては、そういうものをやる。現に御承知のとおり、現行法におきましても、すでに選挙献金を禁じられておる団体があるわけでありまして、こういうものにつきましましては、非常に厳正が現実においてされておる。かつて弊害があったので、そういうものをとめたことによつて、ある意味で相当少なくなつたと正されておるというように例もあるわけでありまして、その範囲を現在の、今度の法律で相当拡大しよう、こういうことであります。

○加瀬完君 拡大しようといつたつて、選挙関係の資金が政治関係の資金かというものは、理論的には判別できないけれども、具体的には判別できないということであつては、どうにも、取り締まりようがないでしょう。だからもっと大きなワグでこういう疑念を持たれるような献金の道を防ぐという方法を抜本的にとるべきだ、答申案はそうですよ。もたれるものは勝手にもたつてもいい、選挙に關係しなければ何をもらつてもいい、こういうことでは、選挙に關係ない政治献金といふのがありますか、一体、分けられないといふことは、あなた方、理論的には分けられても、具体的に分けられないといふことは、あなた方、御説明のとおり、それならば公明選挙というものを考へるならば、こういう野放しな政治献金というものをこのままワグをはめないで認めておくということが腐敗選挙のもとですよ、あらためて伺ひますが、選挙に金がかかり過ぎるとはお思ひになりませんか。もつと金のかからない選挙をいふことを建前に考へなければ、公明選挙は推進されないとお考へになりませんか。

○国務大臣(安井謙君) できるだけそういうふうには仕向けていきたいと思つて、徐々に今度の法律案でも、その端緒に手をつけておるといふ次第でございます。

○加瀬完君 これは大蔵大臣に聞くべきかもしれませんね、経済再建懇談会では法人税法の第九第三項並びに同法人税法施行規則の第七條、これによりまして、寄付しなければ利益として税金にとられるのだから、税金で取

られる分を寄付しろ、こういう各公社、工場にあつて割当てをいたしておりますね。これが正しい政治資金の集め方だとお考へになりますか。選挙局長笑つておられるけれども……。

○国務大臣(安井謙君) どういうふうな金の集め方をしたか、私も現実によく知りませんので、何とも言へませんが、現に今日の法律の中で、一定の交際費、寄付金あるいは政治献金を含めての一定の率のものが通常経費に落とされる、これは今日の法律はそういうふうになつておることは事実でございます。

○加瀬完君 この自民党並びに自民党関係のそれその有力な政治家の後援会に寄付している団体の中には租税特別措置法を初め、税法上の恩恵を受けている会社も相当ありますよ、税法上の恩恵は受けながら、当然払うべき税金を払わなくて、その分を政治献金にして、税金の相殺をしているといふことは好ましい方法とお考へになりませんか。

○国務大臣(安井謙君) その税法上の恩恵といふのがどういう形になつておりますか、今の一般の法律のきめておりますように、一定金額の寄付金なり交際費あるいは政治献金というものは一定の額までは通常経費に落とされるという法律はございまして、したがつて、それで恩恵を受けているというとり方をするならば、そういうふうに見えるかもしれませんね、これは現行法でそういうことを認められておるわけでありまして、現在のところこれはやむを得ません。

○加瀬完君 租税特別措置法だつて適用されておるんですよ。

○国務大臣(安井謙君) 租税特別措置法の場合につきましては、私はこれは別個にその新産業といえますが、特殊な産業自体が非常に犠牲的な面でも新しい分野を開拓させるといふ税の目的から、これはそういう措置を設けておるのであります。それが普通という補助金をもらったと同じように扱えるかどうか、そういう問題についていろいろ疑問がありますので、今後こいつを十分検討していただいて、より合理化したものにしていきたいというふうに私も考えております。

○加瀬完君 あなた知っておいて御答弁なさるなら権謀術数を弄し過ぎますよ、知らないならばもう少し実態を勉強して下さい。そんなまやかしいものでもありません。財界の献金で何ら利益の伴わない献金といふものはありませんよ。ですから説をなす者はこれ

は先に手数料を払っておいて、あとでいろいろな利益を与えてもらう、その手数料なんです。こういう悪口すら出ているわけですから、これは御検討いただきたい。

最後に時間がきましたので、大体、法定選挙費用の単位費用を増していきますと、三百五十万なり平均四百万なりということに今度なりますね、このように今の二倍半にも三倍にも金をかける選挙というものを打ち出すことが公明選挙になりませんか。

○国務大臣(安井謙君) 費用はなるべく少ないほうが私もこれは選挙にはいいし、そうであるというように思っています。しかし、そうだからといひまして労働力や事務に当たる者をただ無料で使えばいいのだ、何か正直な話が、特殊な関係の人とか、あるいは組合関係

で別に報酬の方法があるから、そこへ行って働けというような場合は、これはそういうこともあり得るでしょうが、全部の人をそういう労働、費用等につきましてもそれをただで使えばよろしいのだという考え方は私もあまりとれない、そういうような観点から審議会におかれましてもいろいろ合理的検討をされ、ある程度の増額はやむを得ない、むしろそのほうが公明化するゆえんであるというような答申の趣旨があるものでありますから、私もはその線に沿っての合理的な計算を今度はやる、こういうふうになつております。

○加瀬完君 合理的だとおっしゃいます、たとえば二年に一度くらい衆議院選挙があるとすれば、専心国会に専念しておいた議員が四百万の金を持って選挙に臨める、そういう計算が出てきますか。

○国務大臣(安井謙君) 衆議院は四百万というふうな計算にはなるまいかと思ひます。二百万か、ちよつとのものじゃなからうかと思ひますが、それにしましても今の額より相当ふえることは事実であります。しかし、その計算が、そういうふうな金がかゝることから出るといふいろいろな金がかゝる議論の点はあるかもしれませんが、今合理的に計算をいたしますと、ことにこの点には特に審議会等のいろいろな御意見を集めまして、そうしてその精神によつて計算をいたしますと、大体合理的な法定費用が今のような形で出てきておるわけでありまして。

○加瀬完君 これで終わりますが、二百万として一休二年間に二百万の金というものをやすやすと選挙費用を出し得るという計算が成り立ちますか、結局まじめに議員をやっている人なり知議人などというものは今度の選挙には出られないというところになりますよ。金がない限り出られないというところになりますよ、というところは専心国会に専念することでは選挙には出られないわけですから、何らか金を得る方法を考えてという立場にこれは議員自身を追い込まざるを得ない、あるいは知議人のような優秀な方たちを出そうとしても金がない限り出られません。こういう道をふさぐ悪法ですよ。こういう選挙費用の改訂というのは、特に三十人ずつ何人でもかえられるというように形になればあとで問題が出るでしょうけれども、これは選挙技術の上からいっても問題を残す。時間がありませんから質問ができせんけれども、こんな初步的なことを一体どういう御認識で答申案をお受け取りになったか、私は非常に疑問をもたざるを得ない。金のかからない選挙という点にだけだけ重視して一案をお作りになったか、この点非常に疑いをもたざるを得ませんので、金のかからないというこのためになぜ一体選挙の法定費用といふものをもつときびしいワケをはめなかつたのか、それから、幾らでも選挙のときは金が集まるという方法をなぜ断ち切らなかつたか、これを二つ、私は結論を出さなければ公明選挙はできないと思ひますので、これは御所見を最後に伺ひます。

○国務大臣(安井謙君) おっしゃるとおりで、金のかからない選挙をやるといふことは建前でございまして。しかし、何でもかんでもただでやって金を使わなければよろしいというわけには、これだけの広い選挙区をもってやる以上、いかにないのが普通でございまして。ただ特殊の人については、これは労働賃なり事務費を払おうと思つても要らないというふうな方々、そういう方々もいらつしやうと思ひます。また、別の方法でそういうものが保証されていふために、これは使わなくても済むというふうな身分、階級の方々もおありかもしれない。しかし、正當なそういう報償だけは払わなければいかぬ、私はそういう労働力あるいは事務労力の提供に対しては正當な報酬は払い得ることまでは規定しておくのが正しい。それを絶対払つちやいかぬときめることが、今日の民主主義の世の中で正しいことじゃない。なにも払わなければならぬのじゃないのでありますから、払わなくても済むような人が、それ以内でおやりになることは、これは非常にけっこうだと思ひます。が、しかし、その程度のもものは私は認めなければいけない、こういうふうにしておるわけでありまして。

○委員長(小林武治君) 速記をとめて。
〔午後五時四十二分速記中止〕
〔午後六時一分速記開始〕
○委員長(小林武治君) 速記を始めて。これより、兩案について御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○増原憲吉君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております二法案に賛成の意を表するものであります。

この際、特に言及をいたしておきたいことは、議題になりました二法案は、申すまでもなく、たいへん重要な法案でございます。衆議院における審議が、いろいろ理由があつたと思ひますが、たいへんな期間を要しまして当院に送られ、本委員会において審議をいたしますのに十分の期間があつたと申せなかつたのは、まことに残念でございます。一般的に、法案の審議が衆議院から参議院に送られますのは、十分に審議の期間を見て送付されるべきものであると思ひますが、特にこの重要な重要法案については、この点を衆議院においても十分考慮をすべきものと考えるし、政府当局においても、その意味において格別の配慮と協力を願わなければならぬと思ひます。この趣旨は、委員長が本法案について本会議に御報告になります際に、的確に要望の表明をしていただきたいと考えるのであります。

公職選挙法等の改正案は、選挙制度の審議会の答申の趣旨に基づきまして、選挙の自由と公明を期するため、選挙運動の制限を緩和をし、特に政党本位の選挙運動を推進するため、政党その他の政治団体においても所屬候補者のために選挙運動を行なうことが出来る道を開き、その政治活動の制限を緩和し、これに伴い確認団体の制度の合理化をはかり、なお、確認団体に所屬する選挙運動を認めることとし、また、選挙公営の拡充強化と合理化をはかるとともに、選挙運動費用の合理化及び選挙違反に対する連座制、選挙犯罪による公民権の停止、選挙に関する経費の規制等の強化によつて公明選挙に資することが期せられ、さらに、選挙が常に一定の規律と秩序のもとに合理的に行なわれるため、選挙手続の改善に

よつて選挙の管理執行の合理化をはかることなどの、いわば画期的な大改正を行なおうとするものであります。本案全般で、選挙界の現状に対処し、長年にわたる世論にもこたえるものとして、選挙公明化の実践に寄与し、わが国の民主政治の健全な進展に資するものと考えるわけであります。

また、国会議員の選挙等の執行経費の基準についての改正案は、公職選挙法の改正に伴うもの及び公務員の給与改定、賃金の変動に対応して、実情に即した執行経費の基準を確保し、選挙

の執行に遺憾なきを期そうとするものでありまして、これまた適當の措置であると思うのであります。しかしながら、兩案を通じて、木委員會の審議の経過に至りましても明らかなように、また、政府当局もしばしば答弁において言明をされたごとく、今回の改正は、いまだ選挙界のいわゆる宿弊を排除するための十分な改正が達成されたとはいへないと思うのであります。この点については、さらに政府においても選挙審議会の答申等にも基づき、一そう抜本的な、完全な改正について十分の努力と配慮を重ねてもらいたいと考えてるのであります。そうした意味合いにおきまして、私は自由民主党と参議院同志会共同提案にかかわる附帯決議を提出をいたしたいと存するのであります。

公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、選挙が民主政治の基盤であり、公職選挙法はその基本法であることにかんがみ、今後更に改正を行なうこととし、その改正に当つて

は、特に左の諸点に留意すべきである。

一、世論の動向を明察して厳正なる態度をもって臨むこと。

一、選挙区制の改正特に衆議院議員の選挙区別定数の不均衡是正については、急速に措置すること。
右決議する。

以上であります。

秋山長造君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題になっております両法案に反対をいたすものであります。

第一に問題にしなければならぬのは、本選挙法の改正経過についてである。選挙は、そもそも民主政治の根本が選挙にあります。しかもきれいな選挙にあることが、選挙の実態は回を重ねることにま

ますます悪質になり、いわゆる物量選挙の色が濃くなつてきているのであります。特に一昨秋の総選挙は、わが国選挙制度が始まりまして以来の空前の腐

取選挙だと言われておるのであります。だからこそ、その選挙後、どうなる選挙要求の世論が盛り上がりまして、この世論にこたえて、政府

は選挙制度審議会設置法案を国会に提出をいたしましたはずであります。そうして特にその第三条には、「政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつ

たときは、これを尊重しなければなら
ない。」こう法律の条文に明定までい
なしたのであります。そして、その提
案説明において安井自治大臣は、「堂
上派を越え、国民全体の協力を得て、理
想選挙の実現を期する。世論も、また
これを待望しているものと思う」

さらにまた、「新たに強力にして権威ある審議会を設置し、各界各層の学識

経験者をわずらわして調査審議を願
い、その答申を待って、これを尊重し
て、改正案を国会に提出するつもりで
あります」。そしてさらに、その上に、
「答申または意見具申のあったときは
政府としてこれを尊重して、所要の措

て、特にこの趣旨を明記することによりまし
たしました。」このように説明をされてお
るのであります。しかるに、昨年の十二月
二十六日に、選挙制度審議会の

から相当大膽な第一次答申が政府の手
に提出をされまして、特に二月の十二
日に自治省案が発表をされましてか
ら、この木法案がまとまりました三月
一日に至るまでの経過を顧みますとき
に、私どもはなほ遺憾の情を禁じ
得ないであります。この自治省案を

のものが、すでに答申案の線からは相当後退をしたものであったことは後ほど申し上げますが、さらにその自治省案が、自民党の部内において、当時

の新聞の言葉をもってすれば、まるでハチの巣をつついたような大騒ぎを引き起こしまして、そうしててんでんばらばらに、勝手ほうだいな注文をつけ

あるいはこれをいじくり回しまして、そして三月一日の政府原案にようやくつけたのであります。しかもさらにだに答申案を重要な点で骨抜きにし

たという悪評さくさくたるこの政府原案が、衆議院審議の最後の段階におきましてさらにいわゆる便乗的な改悪修正を受けまして、私どもがここに受け取ったところの選挙法改正案というものは、どの点から見ましても私どもは断じて納得できない、認めることの

できない改悪の行なわれたあわれむざんな法案になってしまっておるのであ

ります。このような経過を考えますと、私どもはこの法案に対処した政府当局の御苦勞は御苦勞といたしまして、結果的にはこの御苦勞が実を結んでおりません。したがって、国民の求めた、ほんとうに選挙の明朗化、公明

選挙の確立のための選挙法とは認めがたいと断ぜざるを得ません。

第二には、政府原案の内容についてでございます。まずこの政府原案は、つづきに検討いたしてみますと、選挙

制度審議会の答申の多くの点を取り入れておけることは私どもといえども認めるにやぶさかではございません。たとえば郵便立候補を禁止するとかあるいは重複立候補制限とかあるいはさらに無料はがきをふやしたとかあるいはポスターの数をふやしたとかあるいは

選挙犯罪についての短期時効の制度を廃止して、一般犯罪並みに刑事訴訟法によってこれを処置するとか、その他いろいろな改正点がそのまま取り入れ

られておることは事実であります。その限りにおいては一步前進であることもまた私どもは十分認めるところであります。しかしながら、しよせんこれ

らの点は、いわば今回の選挙改正問題のいわば枝葉にすぎない、枝葉末節と言つては語弊がありますけれども、露骨にはつきり言えば、枝葉末節にすぎ

ないのであります。この選挙制度審議会の答申の骨組みとも言われるべきものは、何と言いましても、これは連座制の強化であり、また、高級公務員の立候補制限であり、政治資金の規正であり、後援団体の寄附の禁止であつたはずであります。しかるにこれらの

選挙制度審議会の答申のいわば大骨とも言われるべき、骨組みとも言われる

べき第の連座調の点については、問題の親族連座でございます。これがだんだんと後退をし、骨抜きにされまして、結局ただいま替さんがごらんのように、親族の頭に同居の親族と、まず制限をつけ、さらに意思を通じてとい

うところでありしほり、さらに禁錮以上の刑に処せられとうところでありしほり、その上に執行猶予のつかない場合に限るといふことにし、さらに検察官の公訴を待って初めて当選無

効、こういうように幾つかのワクをつけましたために、実質的には、これにかかるものが一体何%あるか、一%もないと私どもは過去の経験から断ぜざるを得ない。結局これはこの連座性の答申は、完全に骨抜きにされ、有名無実になされたと言わざるを得ません。

第二の高級公務員立候補制限の問題にしても、これは現実の問題として、わが国の選挙に非常な悪弊を及ぼしていることは、これは多くを申し上げる必

要はないことであります。にもかかわ
らず、これに理屈にならない憲法違反、
その他の理屈をこじつけて、そしてこ
れを完全にくずしている。一般公務員

の選挙運動の規制というふうにはやかつてしまっているのであります。これではすでに国家公務員法なり、地方公務員法なりに規定されていることを、

ただ選挙法に移しかえたにすぎないのでありまして、およそ審議会の答申のねらいとは、これは別な問題になってしまっているのであります。

第三の政治資金の規正についても、国から補助金、補給金、その他、特別な援助を受けているような会社法人

が、そもそも政治献金をすること自体がはなはだ矛盾があり、弊害が多いことは、これまで申し上げるまでもありません。選挙制度審議会が従来の経験と、そして国民の世論とを代表いたしまして、そしてこれを禁止しようというきわめて妥当な答申を出しているにもかかわらず、これに「当該選挙に関し」というワクをつけることによって、事実上これも有名無実にしてしまつたことは、先ほど来の各委員の御質問できわめて明白であります。

さらに第四の後援団体の寄附の禁止の点にいたしまして、これを「当該選挙に關し」と、これまたワクをつけたことによつて、この後援団体の寄附の禁止のねらいとした最も露骨な事前運動というものが、完全に骨を抜かれて、そして手放しということになつてしまつてゐるのであります。その他、数々の問題がございすけれども、これらいづれをとつてみましても、これは政府が何と強弁しようとも、これは答申の重点を完全に骨抜きにしたものであるといふことは、これは明らかであります。このような意味で私どもは、衆議院段階においてこれらの点を答申どおり忠実に実行すべき内容を盛つたところの修正案を提出をいたしたのでありますけれども、遺憾ながら多数を占める自民党の反省を求めることができなかったことは、はなはだ遺憾であります。

第三の点は、衆議院修正の問題であります。衆議院の修正責任者の説明によりますと、衆議院の修正は金のかからない明るい選挙をするために、単に表現上、技術上の修正を政府原案に加えたにすぎないのだ、こういうことを

おっしゃつたのであります。しかし、衆議院の行なわれし修正点のどれ一つとして、金のかからない明るい選挙といふことではなくして、逆に今より一そう金がかかり、一そう不明朗な選挙になるような修正を行なわれているのであります。

特に衆議院修正の第二点であります。選挙運動に使用するところの事務員に対して報酬を支給する道を開いたことは、単なるこれは事務的な問題とか、法文の技術上の取り扱ひの変更とかというような簡単な問題ではございせん。申すまでもなく、わが国の選挙法は、これは戦前から一貫をして、選挙運動員という者には、報酬は出すべきではない、こういう精神をもつて一貫してきてゐるわけでありまして、判例等もその精神で一貫してきておつたはずであります。しかるに、従来選挙に使用される労働者のワクの中に含めておつたところの事務員を、今度、労働者から引き離して新しく選挙運動に使用する事務員、いわゆる運動員の中に含めて、そうしてこれに一日七百日の報酬を与えるといふことであります。それから、狭義の意味の選挙運動員と、そうしてこの選挙運動に従事する、使用される事務員との区別といふものを、だれが一体明確につけるのかといふ点が、はなはだ問題でございまして、これが実際問題になりますといふと、一日三十人で、一人に七百円ということになれば、二十日毎日交替するやうなことはなからうといつても、これはただ想像にすぎない。選挙の実態に直面いたしますと、必ずこれを入れかえ入れかゝして、かりに二十日間といたしますれば、総計四十二万円の報

酬を払わなければならぬということになる。しかも、四十二万円とまればいいわけですが、選挙の常として、だれに報酬を払つて、だれに払わないといふやうな分け隔てのつけられないことは、いやしくも選挙をやつた経験者ではきわめて明白であります。したがうして、これをトンネルにして、突破口にして際限もなく選挙運動員に対する報酬という名目において、いわゆる買収的な行動が行なわれるであらうことはきわめて明らかであります。まづ、修正者がねらつたところの金のかからない選挙のためといふことが、言葉とは逆になります。金のかかる選挙、ますます買収の行なわれる選挙に道を開くことは明らかであります。

さらに修正の第三点の後援団体について、この寄付であります。これまた「当該選挙に關し」というワクを原案がつけたのをさらにしぼりまして、当該選挙前一定期間、衆議院のときは解散の翌日から投票日まで、こういうことになりますれば、もう後援団体に対する寄付といふものは野放しにやつてよろしいといふことを認めたと同じ結果になることは明らかでございす。

さらに第四項の連座の対象となる地域主宰者が、政府原案におきましては、数個に分けられた地域の責任者となつておるのを、さらに三個に分けられた地域の一または二以上の責任者、こうなりますといふと、たとえば四個に形式的に分けさうすれば、もうこの制限にはからないといふやうな結果になつてくるのでありまして、これがまた、数個に分けられた地域責任者を規制しようといふこの原案のねらいは、完全にはずされてくることは明らかであります。

かでありす。さらに改正の第二項の事前演説会日回以内を認めようといふことは完全に削られ、さらに選挙中に行なわれる個人演説会の回数制限を、原案は撤廃しようとしておつたのを、この修正案では、再びもとに戻して、今までどおり六十回の制限を存続しようとしたのでございまして、これまた前の修正点と同様、政府原案に対する、さらに後退、数歩後退の改悪修正であることは明らかでございまして、私どもは、こういう点からも木案には賛成できないものであります。

さらに第四点といたしまして、木案委員会において木法案を審議したその日程と状況についてであります。元來衆議院、参議院と二院制度をとつておる建前からいたしまして、特に参議院はいわゆる良識の府とされておるだけに、党派は別にし、また、この法案に対する賛成反対の議論は別にいたしまして、少なくとも冷静に十分時間をかけて慎重審議をすることが参議院の生命だと思ひます。この点が抜けましては、およそ参議院なんかの存在は無意味だと思ひます。しかるに、先ほどもお話がありました。木案が、政府原案が三月一日に衆議院に提案されて、実際に二月間もみにもみ抜いて、ようやく本委員会の審議が始まつたのは去る三十日からあります。三十日に三時間ばかり木案についての審議をやり、二日には参考人呼びまして三時間半やりまして、四日には三時間、五日には一時間足らず、そうして本日六日には四時間余り、こういうやうなことで、全部参考人の時間まで入

れまして十四時間半にすぎないのではありません。参考人の時間を除けばわずかに十一時間でありす。この程度の審議をもつて、これだけ問題の多い重要法案をいきなり衆議院修正どおり強行しようといふ態度に對しては、私どもは断じて承服することができないのであります。特に一昨四日には、私どもは、衆議院修正に對して腹に据えかねるものがありますので、社会党、民社党、同志会、無所属クラブの四派の委員全員が連名をもちまして、自民党側に対して、われわれは政府原案が審議会答申を重要な点で骨抜きにしたことにははなはだ不満である。せめて、この際衆議院の便乗修正の点だけでも元に戻すようにせむとも配慮してほしい、こういうまことに妥當な當然な申し入れをいたし、必ずや政府並びに自民党側において、われわれの真意を了解され、われわれの期待どおりこれらの点についての再修正を考慮され善処されることを期待しておつたのであります。昨五日の日は、さらに重ねてこの点についての申し入れを行ない、さらに政府当局に對しても、同じやうな申し入れをいたしまして、私ども、ひたすらにこれらの点が貫徹されることを期待し望みをかけておつたのであります。ところが、本日の朝に至りまして、遺憾ながら自民党側から、いづれも党内事情によりまして、受け入れがたい、承諾しがたいという拒絶の返答があつたことははなはだ遺憾でございす。こういう状態では、この審議を早々に済ましてしまつて結論を出してしまふといふことには、はなはだ心残りである、はなはだ不満であります。言葉をかえていえば、私どもは、

こういう生まれるときにすでにいろいろな悪因縁がつき、さらにまた審議の過程におきましても、十分にいいないまでも、曲がりなりにもという程度の時間すらかけることができないで、こまかい点はすべて触れることなくして早々の間にこれの審議を終了してしまふというように、これに対しては、われわれ自身、この委員会に席を置くものとして、責任を持つことができない。まあ、このようなものも理由において、わが社会党は、ただいま議題になっており、また附帯決議に反対をいたしました、さらにたまたま増原君から御提案になりました附帯決議につきましても、その内容に対しては、はなはだ不徹底の感じを免れないのでありまして、遺憾ながら反対せざるを得ないのでございます。(拍手)

○基政七君 私は、民主社会党を代表して、ただいま議題となりました二法案に対して、反対するものであります。

まず、討論に入る前に申し上げなければならぬことは、本案に対する参議院の審議の期間はきわめて短く、率直に申せば、私も審議の委員に選ばれた者といましては、審議不可能並びに本案返上をむしろ主張したいところであり、このようなきわめて不満足な条件のもとに審議を進めてきたのであります。私も、本案に反対する第一の理由は、本法案は、選挙制度審議会の答申の中で最も重要な部分と目される箇所を骨抜きにし、さらに、これに対して、自民党が四点にわたる修正改悪を加えたという点にあります。そもそも金のかからない選挙、正しく清い選挙こそは、全国民が

あげて待望しているところのわが国における重要な政治目標の一つであるのであります。したがって、選挙制度審議会にかけられた期待は大きく、かつまた審議会設置法の第三条において、政府みずからの提案によって規定したように、答申を尊重しなければならぬという事項は、審議会にかけられた国民の期待がその背景に厳然として存在しているものであります。もとより今回の答申は中間報告の形でなされたものであつて、選挙制度全般にわたるものではないけれども、答申案の骨子として、選挙の公明化を期するために、高級公務員等の立候補を制限する、連座制を強化する、政治資金の規正をきびしくする等が明記されていたのであります。政府案は、これらの諸点を無視したのであります。

本法案は、このように答申を無視した政府案についてさらに自民党が四点について修正したものであります。これは、これら諸点のうち、特に私がこころではっきり反対の意向を示しておきたい点は、第一に、第九十七条の二として、実費弁償をする選挙運動事務員を新たに設けた点であります。これは現行法においても、ややもすれば悪用されていた実費弁償の労働者の範囲をさらに拡張したものでありまして、この結果として、買収の合理化、選挙費用の膨脹を法みずから助長するものであると言わざるを得ないのであります。

一つの地域の選挙運動において違反行為があつた場合、連座の適用をするという修正が行なわれたのであります。この点に關して審議会の答申においては、選挙区において相当広範囲にわたつて選挙運動を主宰した者というように、審議会の意見が一致したのであります。自民党の修正は、答申にある相当広範囲にわたつてというばく然たる規定を三個以内の選挙区が分けられる場合においてと、教を明記した条文に改めた外形上は見えるかもしれませんが、この自民党の修正は、答申が法改正を目標とした、質量ともに選挙運動の主宰者であつた者に連座制を適用せんとした意図を、三個以内という、選挙区三分割の形式的規定にすりかえてしまつたのでありまして、三分割とは何ぞやというあいまいな觀念をめぐつて、このような改悪が、連座制強化についてどれほどの効果をあげることができ得るものでありましょうか、私は疑わざるを得ないのであります。

また私も、先ほど秋山委員からも御意見がありましたように、この選挙法を改正するにあつて、自民党を除いて、四派は、まじめに、誠意を尽くし、真剣に法の立場を考へて、りつぱな選挙法を作るために非常な努力をいたしたのであります。それにもかかわらず、自民党の党内事情によつて、私どもの善意と誠意が認められなかつたことについては、はなはだ遺憾に存じて、秋山委員とともに、私もはなはだ強く遺憾の意をこの機会に表明をいたしておきたいと思ひます。

さらに次に附帯決議の点であります。私も、この法案の附帯決議の全図する点ははや了解できないことはありませぬけれども、法全体の立場から見ても、これではまだ不十分と考へて反対をいたす次第であります。

以上で討論を終わります。(拍手)

○中尾辰義君 私は、ただいま議題となつた公職選挙法等の一部を改正する法案等に対して、反対の意思を表明するものであります。

いかなる法律を改正するにも、その改正の目的がございまして、今回の選挙法改正の主たる目的は、一体いかにあつたのか、それは、言うまでもなく、過去何回となく繰り返してきた選挙の経験から目に余る買収供応等の悪質違反を追放して、明るくきれいな公明選挙の実をあげ、健全なる民主主義の基盤を建設せんとする全国民の切なる要望であつたのであります。しかるに、昨年の十二月、選挙制度審議会の答申が提出されるや、この答申案の柱ともいわれる政治資金の規正、後援会の寄付ないし供出接待等の禁止、連座の拡大、当選者の自然失格、高級公務員等の立候補制限等に至りましては、政府の手によって全くの骨抜きの修正をおきまして、自民党より四つの改悪修正を加えられ、しかも、本国会の会期をあと一週間に控えて、性急に本院地方行政委員会に送附され、この重要法案の審議促進を強要されましたことは、全く参議院の存在価値を輕視せるものと考へざるを得ないのであります。おおよそ参議院は、衆議院の行き過ぎを是正することこそ、参議院本来の使命であります。したがつて、審議の経過中に、野党四派と慎重なる協議の上に、自民改悪修正案の再修正を要求したにもかかわらず、野党四派の意

見は何ら考慮しなかつたことは、民主政治の基本法ともいふべき選挙法改正の特殊性にかんがみ、まことに遺憾とするところであります。

おおよそ選挙は、主権を持つ一人々の国民が、議会政治の運営に当たる人と政党とを一つ一つのルールであり、したがつて、その委任する人と機構とをいかなる方式で選ぶかにつては、国民の意思を第一に尊重してきめらるべき筋合いのものであり、したがつて、選挙は、法は、むしろ国民のためのものでなくてはならないと思ふのであります。かかる観点に立つならば、このたびの改正法案は全く政治家の自己本位にのみ考へた改正ではないか。そこに抜本的な改正案である答申案を尊重し、それが法制化を断行するだけの勇気が政府、自民党に欠けられている原因がひそんでゐるものと断ぜざるを得ないのであります。

以上、要するに、本選挙法改正法案は、現行法よりやや若干の前進の点は認められるのでありますが、本改正法案の主眼点である買収、供応等を未然に防止する何らのきめ手もない、全くのざる legalization のことであり、政府の猛反省を促す意味におきまして、私は、二法案並びに附帯決議に反対いたします。

以上であります。

○杉山昌作君 私は、ただいま議題となつております二法案に、参議院同志会を代表して賛成をいたします。

二法案のうち特に問題になるのは、公職選挙法等の一部を改正する法律案でございますが、われわれは、池田総理大臣が機会あることに選挙の肅正、公明選挙の実現ということについて

て、非常な意気込みをもって意思を表明されておりまして、大いに期待をいたして参つたのでありますが、今日われわれの前に示されております衆議院送付の法律案は、これとは相当違っている、非常に満足すべき状態でないといふことをわれわれは考えるものでございます。特に選挙の公正をして公明選挙をやるうとして、一番中心になるべき連座制の強化であるとか、あるいは公務員の職務利用の規制であるとか、選挙資金と後援団体に対する寄付の規制というような三本は、何としてあてふたつなければならぬと思ひますが、これらが、われわれに示されている衆議院送付の案においては、徹底したものになっておりません。そういうわけでありまして、われわれはこれを何とかして、せめて政府原案の線にまでも返して、われわれの理想に近いものにしたといふことで、これが修正をはかつたといふようないきさつは、先ほど来、秋山、基、中尾三君から詳細御説明がございましたので、そして、その説明並びに意見は、われわれとほぼ同じでございますので、ここに省略をいたしておきます。ただ、この経過において、われわれが感じとつたことは、選挙制度審議会の答申から、政府の原案が、さきに衆議院において修正されてきたいきさつ、また、これを再修正しようとしたわれわれの努力がついに実を結ばなかつたいきさつを考えまして、非常にこの選挙法の改正といふことは困難なものである。まあそれは当然でありましよう。この法いかによつては、われわれ議員個人の生き死にに

係することであるし、また、その所属政党の消長にも関することでありまうから、非常にむずかしいことであらうと思ふのであります。こういうようなものにつきまして、理想を掲げて一挙にそれへ持つていくといふことは、これは実際問題としてむずかしいのじゃないか。なまはんかのものに対して賛成することによつて、理想の火を消すといふ憂いもありますけれども、まあ、なまはんかであらうが何であらうが、とにかく現状より一歩、数歩前進しているならば、それをほば認めて、その上に、さらに次々と、順々にやつていかなければ、この種の法律案の改正、選挙の公正といふものは、実際問題としてできないのじゃあるまいか、こういうふうなわれわれは考えるものであります。この点、同じような批評をし、同じような修正行動をとつてきた前記の三君と、最後のところ、われわれは多少考えが違つてゐるものであります。そういう意味で、われわれは、今日示された案は、決して満足なものではないけれども、現在の法律案に比べれば数歩前進しているものである、これを足がかりにしてさらに完全なものにする一つの里塚にこれをしようがベターであらう、こういうふうな考えから、この送付案に賛成するものでございます。

上は、党内事情がどうであらうと、何がどうであらうと、厳正な態度をもつてこれに臨んでいただきたいといふことを特に申し上げまして、賛成の意見を終わります。

○委員長(小林武治君) これにて討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

公職選挙法等の一部を改正する法律案及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の両案全部を問題に供します。

両案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(小林武治君) 起立多数でございます。よつて両案は、多数をもつて、衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりまして、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、増原君の討論中にありました附帯決議案を議題といたします。

本附帯決議案を当委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 多数でございます。よつて本附帯決議案は、多数をもつて当委員会の決議とすることに決しました。

ただいま決定いたしました決議に対して、所管大臣から発言を求められております。これを許します。

○国務大臣(安井謙君) 当委員会に、この国会を通じて、政府から御審議を願ひました案件は、二十数件にも及ぶかと存じます。なお、特にこの公職選挙法初め、新産業都市建設促進法でありますとか、あるいは地方公務員退職年金、また災害基本法その他数々の重要膨大な案件がございましたにもかかわりませず、これを全部審議了していただきましたことに對しまして、心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

なお、特にこの本法律案につきましては、審議の日数も非常に少なく、休日も多かったにもかかわらず、終始真摯な御討議を願ひまして、無事終了していただきました。これまた、小林委員長初め、また与野党の委員の皆さんに、衷心より敬意と感謝をいたす次第でございます。

なお、ただいま採択されましたこの附帯決議につきましては、御趣旨非常にごもつともなことであります。この御趣旨を尊重いたしまして、私も今後善処いたしたいと思う次第でございます。ありがとうございます。

○国務大臣(植木庚子郎君) 選挙が、民主政治の基盤であり、したがつて、選挙が公明に、かつ自由に行なわれるようにいたしますことは、当然の理想であります。この点につきましては、全く同感でございますので、附帯決議の趣旨も、公明にして自由な選挙に寄与するものと考えますので、将来の法改正にあたりましては、極力善処して

参りたいと、かように存じます。

○委員長(小林武治君) 最後に、委員長として一言、あいさつ申し上げます。

本案の衆議院よりの送付がおそきに失し、十分なる審議期間を持ち得なかつたことは、まことに遺憾であります。が、本案の重要性に顧み、当委員会としましては、異例の措置として、連休を返上し、連日熱心に審議しましたことは国民各位もいささか了とせられることと信ずるものでございます。

この間、委員長の不手ぎわ等もあり、委員各位に非常な御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げますとともに、各位の本案に対する連日の真摯かつ熱烈なる御審議に對しましては、委員長として、重ねて衷心より敬意と感謝の意を表します。ありがとうございます。(拍手)

次回は明日午前十時とし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十六分散会

昭和三十七年五月十八日印刷

昭和三十七年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局